

令和5年度 宇治市特別職報酬等審議会
(第2回)

令和5年10月16日(月)
13時30分～
場所：宇治市役所本庁
8階大会議室

議事次第

- 1 委嘱状交付
- 2 会長互選、会長職務代理指名
- 3 今後の審議予定について
- 4 審議等
 - (1) 資料説明等について
 - (2) 答申に向けて
- 5 その他

裏面 [配布資料一覧]

[配布資料一覧]

議事次第

- 資料1 今後の審議予定
- 資料2 第1回資料の補足について
- 資料3 京都府人事委員会勧告について
- 資料4 答申に向けて

令和5年10月16日

令和5年度 審議実績・今後の予定

| 回次・開催(予定)日 | 主な審議内容 |
|----------------------|--|
| 第1回 令和5年9月6日(水) | <ul style="list-style-type: none">本市の財政状況等 令和4年度の主な取組と 令和5年度予算のポイント 令和4年度普通会計決算概要法改正と人事院勧告について 地方自治法の改正 人事院勧告他団体との比較状況について一般職の給与の状況について |
| 第2回 令和5年10月16日(月) | <ul style="list-style-type: none">第1回資料の補足について京都府人事委員会勧告について答申に向けて |
| 第3回 令和5年11月16日(木) | <ul style="list-style-type: none">答申の方向性について答申案について |
| 答申 令和5年11月下旬 | |

第 1 回資料の補足について

| 地域公共交通燃料費高騰対策事業の実績等について | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|-------------|---|------------|-------|---|----------|----|--|------------|
| 対象 | 原油価格高騰による影響を受けている交通事業者に対し、事業継続及び需要回復局面における供給を順調に回復するための下支えとして、燃料費の増額に対して補助を実施 | | | | | | | | | |
| 補助 | 基準日と対象期間中の価格の差額の1/2に購入量を乗じた額 | | | | | | | | | |
| 実績 | <p>バス会社：1社 タクシー会社：4社 個人事業者：12名</p> <table border="0"> <tr> <td>バス会社・タクシー会社</td> <td>計</td> <td>5,443,427円</td> </tr> <tr> <td>個人事業者</td> <td>計</td> <td>152,058円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>5,595,485円</td> </tr> </table> | バス会社・タクシー会社 | 計 | 5,443,427円 | 個人事業者 | 計 | 152,058円 | 合計 | | 5,595,485円 |
| バス会社・タクシー会社 | 計 | 5,443,427円 | | | | | | | | |
| 個人事業者 | 計 | 152,058円 | | | | | | | | |
| 合計 | | 5,595,485円 | | | | | | | | |

| ながら防犯のPR活動について | |
|----------------|---|
| 登録・協力状況 | <p>昨年度より事業実施 個人登録：697人（令和5年9月末時点） 協力事業者：約50社</p> |
| 登録方法(個人) | <p>宇治市公式LINEより登録可能 登録者には啓発物品を配付</p> |
| これまでの活動 | <p>ヒューマンフェスタなどの宇治市主催イベントやアルプラザ宇治東店等でPR活動を行っているほか、民生児童委員協議会などの宇治市とかかわりのある団体の会議等で時間をいただき、PRを実施している。</p> |
| 今後の活動 | <p>より積極的にPRを行っていくとともに、依頼いただければ、団体の会議等に出張してPRさせていただきたいと考えている。</p> |

宇治市の財政状況について

| ページ | 用語 | 説明 |
|-----|--------------|--|
| 2 | 形式収支 | 歳入総額から歳出総額を控除した額 |
| 2 | 翌年度へ繰り越すべき財源 | 年度内に事業を完了させることが不可能となった場合などに、翌年度において使う費用（繰越明許費など） |
| 2 | 経常収支比率 | 市税等の経常的な歳入を分母、人件費などの経常的な歳出を分子とする。財政構造の弾力性を判断するための指標。 具体的な積み上げ、計算は別紙1。 |
| 16 | 義務的経費 | 人件費・扶助費・公債費からなる。公債費は地方債の償還に要する経費。 |
| 26 | 投資的経費 | 道路・橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。 R4：ウトロ地区住環境改善事業、JR六地蔵駅舎改築、駅前広場整備、学校校舎維持修繕など |
| 別紙1 | 臨時財政対策債 | 国が地方公共団体に交付する地方交付税の財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして地方公共団体自らに地方債を発行させる制度。 |

◎経常収支比率を下げられないことにより制限された施策、また、改善策とその結果について

令和4年度経常収支比率：93.6%（70～80%が妥当） ⇒ 財政構造として厳しい状況が続いている

↓

一方で、人件費の見直しなどにより経費を確保し、必要な施策を実施

※参考：平成30年度からの財政健全化推進計画

◎施策のための公債発行について

公債費：地方債の償還に要する経費

地方債：学校・道路改修などのいわゆるハード整備を対象として発行できるもの。

⇒世代間の負担の公平性等を考慮し、交付税算入のある有利な地方債を中心に活用
（交付税算入のない単純な借金を増やしてしまうと、利子分が実質の負担増となり、財政運営がなお厳しくなる）

将来的に起債が見込まれる事業

（仮）西小倉小中一貫校・給食センターの建設、公共施設アセットマネジメント関係など

⇒必要な時に必要な起債ができるよう、過去から公債費を管理

(7) 令和4年度 普通会計決算状況調査書

| | | | | | | | | | | 262048 | | 宇治市 | | |
|------------------|-----------|------------|------------|-----------|-----------------|------------|--|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | | | | | | | (単位:千円) | | 市町村類型 | | |
| | | | | | | | | | | | | IV - 3 | | |
| 人口 | 国調 | 2年 | 179,630人 | △2.7% | 面積 | | 67.54km ² | | 交付税種地 | | | I - 5 | | |
| | | 27年 | 184,678人 | △2.6% | 人口密度 | 2国調 | 2,660人/km ² | | 産業構造 | 区分 | 第1次 | 第2次 | 第3次 | |
| | | 22年 | 189,609人 | 0.0% | | 27国調 | 2,734人/km ² | | | | 2国調 | 682人 | 22,126人 | 66,042人 |
| | 住基 | R5.1.1 | 182,144人 | △0.7% | 人口集中地区人口 | 2国調 | 175,891人 | | | 27国調 | 0.8% | 24.9% | 74.3% | |
| | | R4.1.1 | 183,510人 | △0.8% | | 27国調 | 180,546人 | | 574人 | | 19,292人 | 55,354人 | | |
| | | R3.1.1 | 184,995人 | △0.5% | | 世帯数 | R5.1.1 | 85,224世帯 | | | 0.8% | 25.6% | 73.6% | |
| 区分 | | 令和4年度 | 令和3年度 | 増減率 | 区分 | | 令和4年度 | 令和3年度 | | | | | | |
| 歳入総額 | A | 70,955,733 | 72,379,983 | △2.0% | 財政力指数(単年/3力年) | | 0.708 | 0.723 | 0.704 | 0.736 | | | | |
| 歳出総額 | B | 69,606,017 | 71,322,746 | △2.4% | 歳出決算倍率 | | 1.863 | | 1.880 | | | | | |
| 歳入歳出差引(A-B) | C | 1,349,716 | 1,057,237 | 27.7% | 実質収支比率 | | 2.3 % | | 2.2 % | | | | | |
| 翌年度に繰り越すべき財源 | D | 491,390 | 224,431 | 118.9% | 経常一財等比率 | | 100.5 % | | 98.3 % | | | | | |
| 実質収支(C-D) | E | 858,326 | 832,806 | 3.1% | 公債費負担比率 | | 10.2 % | | 12.0 % | | | | | |
| 単年度収支 | F | 25,520 | 163,706 | △84.4% | 公債費比率(単年/3力年) | | 3.5% | 4.2% | 4.0% | 5.0% | | | | |
| 積立金 | G | 302,626 | 471,263 | △35.8% | 起債制限比率(単年/3力年) | | 2.7% | 3.4% | 3.3% | 4.2% | | | | |
| 繰上償還金 | H | 0 | 523,700 | 皆減 | 地方債残高比率 | | 104.4 % | | 109.0 % | | | | | |
| 積立金取崩し額 | I | 0 | 0 | - | 実質債務残高比率 | | 121.7 % | | 125.8 % | | | | | |
| 実質単年度収支(F+G+H-I) | J | 328,146 | 1,158,669 | △71.7% | 経常収支比率 | | 93.6 % | | 92.0 % | | | | | |
| 基準財政収入額 | | 21,725,682 | 20,718,199 | 4.9% | 経常収支比率(臨財・減収除) | | 95.7 % | | 95.1 % | | | | | |
| 基準財政需要額 | | 30,673,241 | 29,433,665 | 4.2% | 健全化判断比率 | | 令和4年度 | | 令和3年度 | | | | | |
| 標準税収入額等 | | 27,564,562 | 26,236,744 | 5.1% | 実質赤字比率 | | - | | - | | | | | |
| 標準財政規模 | | 37,358,455 | 37,942,730 | △1.5% | 連結実質赤字比率 | | - | | - | | | | | |
| 地方債現在高 | | 39,007,000 | 41,353,066 | △5.7% | 実質公債費比率(単年/3力年) | | △1.1% | △0.4% | △0.8% | 0.0% | | | | |
| 債務負担行為翌年度以降支出予定額 | | 6,446,340 | 6,360,028 | 1.4% | 将来負担比率 | | - | | - | | | | | |
| 一般職の状況(R5.4.1) | | | | 特別職等の給料月額 | | | | 収益事業収入:なし | | | | | | |
| 区分 | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 区分 | 1人あたり平均給料(報酬) | 改定実施年月日 | 一部事務組合加入状況 城南衛生管理組合 淀川・木津川水防事務組合 京都府自治会館管理組合 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合 京都府後期高齢者医療広域連合 京都地方税機構 | | | | | | | |
| 一般職員 | 41.25 歳 | 841 人 | 322,281 円 | 市長 | 967,500 円 | H30.4.1より | | | | | | | | |
| 教育公務員 | 46.58 歳 | 27 人 | 363,080 円 | 副市長 | 823,400 円 | " | | | | | | | | |
| 消防関係職員 | 42.00 歳 | 208 人 | 335,544 円 | 教育長 | 730,050 円 | " | | | | | | | | |
| 技能労務職員 | 46.83 歳 | 184 人 | 341,581 円 | 議長 | 635,000 円 | H15.12.1より | | | | | | | | |
| 会計年度任用職員 | - | - | - | 副議長 | 585,000 円 | " | | | | | | | | |
| 合計 | 42.33 歳 | 1,260 人 | 328,163 円 | 議員 | 535,000 円 | " | | | | | | | | |
| ラスパイルズ指数(R4.4.1) | | | 101.7 | | | | | | | | | | | |
| 地方債現在高 | | | 基金現在高 | | 会計別決算状況(決算統計数値) | | | | | | | | | |
| 政府資金(旧郵政公社) | 機構(旧公庫含) | 市中銀行 | 財政調整 | 3,605,464 | 会計名 | 歳入総額 | 歳出総額 | 他会計繰入金 | | | | | | |
| 23,756,958 | 7,153,263 | 3,559,380 | 減債 | 3,033,634 | 国保特会 | 18,048,989 | 18,027,766 | 1,484,484 | | | | | | |
| 保険会社等 | その他 | 合計 | 土地開発 | 1,453,026 | 後期高齢特会 | 3,403,328 | 3,396,668 | 677,680 | | | | | | |
| 0 | 4,537,399 | 39,007,000 | 退職手当 | 11,657 | 介護特会 | 16,694,515 | 16,138,532 | 2,479,384 | | | | | | |
| 減収補てん債 | | 臨時財政対策債 | | その他 | 3,432,848 | | | | | | | | | |
| 発行額 | 0 | 発行額 | ⑤ 846,300 | 合計 | 11,536,629 | | | | | | | | | |

(単位:千円・%)

| 歳入 | | | | | 歳出(性質別) | | | | | | | |
|--------------|------------|------------|--------------|------------|------------|------------|----------|------------|--------------|-----------|------------|-----------|
| 区分 | 決算額 | 構成比 | 経常一財等 | 構成比 | 区分 | 決算額 | 構成比 | 充当一財等 | 経常一財等 | 経常収支比率 | | |
| 地方税 | 24,401,726 | 34.4 | 22,702,678 | 60.4 | 人件費 | 13,304,204 | 19.1 | 11,966,867 | 11,716,867 | 30.5 | | |
| 地方譲与税 | 358,117 | 0.5 | 358,117 | 0.9 | うち職員給 | 8,522,882 | 12.2 | 7,739,867 | 7,709,529 | 20.1 | | |
| 利子割交付金 | 10,778 | 0.1 | 10,778 | 0.1 | 扶助費 | 22,125,785 | 31.8 | 6,003,715 | 5,988,089 | 15.6 | | |
| 配当割交付金 | 210,778 | 0.3 | 210,778 | 0.5 | 公債費 | 4,627,154 | 6.7 | 4,475,841 | 4,475,841 | 11.7 | | |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 145,493 | 0.2 | 145,493 | 0.4 | 元利償還金 | 4,626,167 | 6.6 | 4,474,854 | 4,474,854 | 11.6 | | |
| 地方消費税交付金 | 4,102,577 | 5.7 | 4,102,577 | 10.9 | 一借利子 | 987 | 0.1 | 987 | 987 | 0.1 | | |
| ゴルフ場利用税交付金 | 30,035 | 0.1 | 30,035 | 0.1 | (義務的経費計) | 40,057,143 | 57.6 | 22,446,423 | 22,180,797 | 57.8 | | |
| 自動車取得税交付金 | 1,370 | 0.1 | 1,370 | 0.1 | 物件費 | 7,405,879 | 10.6 | 4,767,802 | 4,199,188 | 10.9 | | |
| 自動車税環境性能割交付金 | 65,296 | 0.1 | 65,296 | 0.2 | 維持補修費 | 589,714 | 0.8 | 520,991 | 520,991 | 1.4 | | |
| 法人事業税交付金 | 342,703 | 0.4 | 342,703 | 0.9 | 補助費等 | 6,795,290 | 9.8 | 6,245,870 | 3,697,506 | 9.6 | | |
| 地方特例交付金 | 179,302 | 0.2 | 179,302 | 0.5 | うち組負担金 | 1,856,048 | 2.7 | 1,856,048 | 1,287,896 | 3.4 | | |
| 地方交付税 | 9,341,291 | 13.1 | 8,947,559 | 23.8 | 積立金 | 691,704 | 1.0 | 496,015 | - | - | | |
| 普通交付税 | 8,947,559 | 12.6 | 8,947,559 | 23.8 | 投資及び出資金 | 742,932 | 1.1 | 705,432 | 52,062 | 0.1 | | |
| 特別交付税 | 393,732 | 0.5 | - | - | 貸付金 | 1,967,293 | 2.8 | 1,005 | 1,005 | 0.1 | | |
| 小計 | 39,189,466 | 55.2 | 37,096,686 | 98.8 | 繰出金 | 6,746,451 | 9.7 | 5,304,701 | 5,282,025 | 13.7 | | |
| 交通安全対策特別交付金 | 19,189 | 0.1 | 19,189 | 0.1 | 前年度繰上充用金 | 0 | 0.0 | 0 | 歳入一財等総額 | | | |
| 分担金及び負担金 | 225,702 | 0.3 | 0 | 0.0 | 投資的経費 | 4,609,611 | 6.6 | 2,141,879 | 43,979,834 | | | |
| 使用料 | 1,103,247 | 1.5 | 328,919 | 0.8 | うち人件費 | 58,944 | 0.1 | 48,774 | 経常一般財源等 | | | |
| 手数料 | 108,728 | 0.2 | 0 | 0.0 | 普通建設 | 4,609,611 | 6.6 | 2,141,879 | 37,553,267 | | | |
| 国庫支出金 | 17,863,246 | 25.2 | - | - | 補助 | 1,110,420 | 1.5 | 39,053 | 臨時一般財源等 | | | |
| 国有提供施設等交付金 | 72,862 | 0.1 | 72,862 | 0.1 | 単独 | 3,492,352 | 5.0 | 2,102,087 | 6,426,567 | | | |
| 府支出金 | 5,969,740 | 8.4 | - | - | 府営事業負担金 | 6,839 | 0.1 | 739 | 経常経費充当一財等 | | | |
| 財産収入 | 201,684 | 0.3 | 32,159 | 0.1 | 災害復旧 | 0 | 0.0 | 0 | ◎ 35,933,574 | | | |
| 寄付金 | 222,185 | 0.3 | - | - | 歳出合計 | 69,606,017 | 100.0 | 42,630,118 | | | | |
| 繰入金 | 269,784 | 0.4 | - | - | 歳出(目的別) | | | | | | | |
| 繰越金 | 1,057,237 | 1.5 | - | - | 区分 | 決算額 A | 構成比 | うち普通建設 | Aの充当一財等 | | | |
| 諸収入 | 2,502,963 | 3.5 | 3,452 | 0.1 | 議会費 | 452,871 | 0.7 | 29,074 | 451,762 | | | |
| 地方債 | 2,149,700 | 3.0 | - | - | 総務費 | 6,913,962 | 9.9 | 1,563,823 | 5,471,793 | | | |
| 歳入合計 | 70,955,733 | 100.0 | ◎ 37,553,267 | 100.0 | 民生費 | 33,387,544 | 48.0 | 90,525 | 15,507,397 | | | |
| 市町村税の状況 | | | | | 衛生費 | 6,814,981 | 9.8 | 61,270 | 4,657,583 | | | |
| 法定普通税 | 区分 | 収入済額 | 構成比 | 前年比 | 基準税額/0.75 | 超過課税分 | 農林水産業費 | 326,192 | 0.5 | 44,692 | 239,228 | |
| | 市民税 | 個人均等割 | 299,191 | 1.2 | △ 0.5 | 302,465 | - | 商工費 | 2,315,280 | 3.3 | 131,237 | 693,869 |
| | | 所得割 | 9,578,053 | 39.3 | 0.9 | 9,959,669 | - | 土木費 | 6,617,993 | 9.5 | 1,838,575 | 4,358,682 |
| | | 法人均等割 | 396,947 | 1.6 | △ 1.0 | 351,821 | 65,734 | 消防費 | 2,306,594 | 3.3 | 173,417 | 2,177,120 |
| | | 法人税割 | 1,317,282 | 5.4 | △ 15.7 | 1,291,236 | 375,227 | 教育費 | 5,784,239 | 8.3 | 676,998 | 4,568,176 |
| | 固定資産税 | 9,763,982 | 40.0 | 3.4 | 9,539,371 | - | 災害復旧費 | 0 | 0.0 | - | 0 | |
| | うち純固定資産税 | 9,654,254 | 39.6 | 3.4 | - | - | 公債費 | 4,627,154 | 6.6 | - | 4,475,841 | |
| | 軽自動車税 | 365,987 | 1.5 | 5.8 | 366,839 | - | 諸支出金 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | |
| | 市町村たばこ税 | 981,236 | 4.0 | 3.9 | 961,867 | - | 前年度繰上充用金 | 0 | 0.0 | - | 0 | |
| | 特別土地保有税 | - | - | - | - | - | 合計 | 69,606,017 | 100.0 | 4,609,611 | 42,630,118 | |
| | 計 | 22,702,678 | 93.0 | 0.9 | 22,773,268 | 440,961 | 市税収入率 | | | | | |
| | 目的税 | 都市計画税 | 1,699,048 | 7.0 | 2.4 | - | - | うち市民税 | うち資産税 | 合計 | | |
| 計 | | 1,699,048 | 7.0 | 2.4 | - | - | 現年 | 99.36% | 99.09% | 99.23% | | |
| 合計 | 24,401,726 | 100.0 | 1.0 | 22,773,268 | 440,961 | 合計 | 98.43% | 97.66% | 98.07% | | | |

$$\frac{\text{◎}}{\text{◎} + \text{◎}} = 93.6\%$$

資料2

第3回宇治市行政改革審議会
令和3年10月11日

資料

4年間の財政健全化の取組等について

財政見通しにおける大幅な収支不足をはじめ、予算編成における多額の基金繰入や財政の硬直化が一層進んでいる状況をふまえて、平成29年度に策定した財政健全化推進プランに基づき、平成30年度～令和3年度の4年間において、まずは人件費をはじめとした内部経費の削減を実施したうえで、抜本的な事務事業の見直し等を進めてきました。

こうした取組により、平成30年度以降、基金に大きく依存することなく予算編成を行うことができ、経常収支比率の改善や単年度収支が3年連続で黒字となったことなども含めて、収支不足の解消が図られるとともに、新たな施策展開に必要な財源を確保することができました。

<収支不足の解消について>

(単位：億円)

| | 財政見通し | | | | 実績 | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 歳入 | 623.4 | 623.0 | 627.1 | 624.5 | 617.9 | 624.8 | 627.0 | 628.7 |
| 歳出 | 633.9 | 644.4 | 652.0 | 652.5 | 617.9 | 624.8 | 627.0 | 628.7 |
| 差引 | △ 10.5 | △ 21.4 | △ 24.9 | △ 28.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | △ 84.8 | | | | 0.0 | | | |



予算編成において収支不足を解消

収支不足解消にかかる主な要因

計 △ 約105億円

- ・プランに基づく4年間の取組額 △ 約60億円
 - 人件費等の削減、個人給付やイベントなどの事務事業の見直し、
使用料・手数料等の見直しや市有地売却等による歳入の確保など
- ・歳入における市税の増加 △ 約20億円
 - 法人市民税などの影響によるもの
- ・その他の要因 △ 約25億円
 - 公債費、投資的経費の減など

4年間での新たな施策展開

計 + 約20億円

- ・新規・拡充事業などに要した経費 + 約20億円
 - 高齢者施策、子育て支援の充実、防災対策
学校・公共施設の長寿命化など

合計 △ 約85億円

<基金および市債の状況について>

基金については、基金に大きく依存しない予算編成や単年度収支が黒字となったことなどにより、財政調整基金をはじめとする基金現在高の確保を図ることができました。

また、市債については、投資的経費の精査も含めて発行額の抑制に努めたことなどにより、公債費や現在高について、財政見通しで示す目標の範囲内に抑えることができました。

宇治市普通会計決算概要

(令和4年度)

政策企画部財政課

1 決算概要

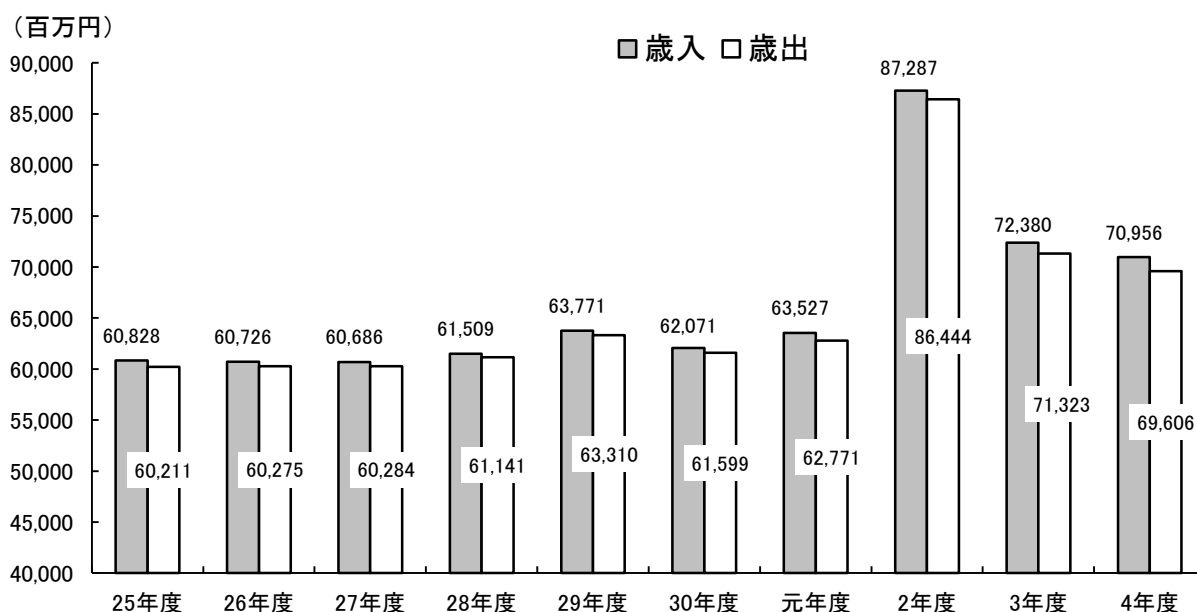
- (1) 令和4年度は、前年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費や住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費などの影響により、普通会計の歳入決算額は、前年度比2.0%減の70,956百万円、歳出決算額は、前年度比2.4%減の69,606百万円となった
- (2) 財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、歳入における臨時財政対策債の減少や、歳出における経常的な扶助費や繰出金の増加などの影響により、前年度から1.6ポイント増加し、93.6%となった
(4年度:93.6%、3年度:92.0%)
- (3) 単年度収支については、26百万円であり、5年連続で黒字となった
- (4) 歳入の要である市税収入は、前年度から248百万円増の24,402百万円となった
- (5) 社会保障制度に基づく福祉サービスの提供に必要な経費である扶助費は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費による増加があったものの、前年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費や住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費などの影響により、前年度から2,275百万円減の22,126百万円となった
- (6) 市債現在高は、発行額の減少などの影響により、前年度から2,346百万円減の39,007百万円となった

<普通会計>

地方公共団体は一般会計の他に特別会計を設置していますが、それぞれの会計名称や範囲などは各地方公共団体によって異なります。

当該資料では、他都市との比較を行うために、一般会計と特別会計のうち、公営企業・収益事業会計などに属するものを除いた「普通会計」という統一的な会計区分を用いています。

■ 歳入・歳出決算額の推移 ■



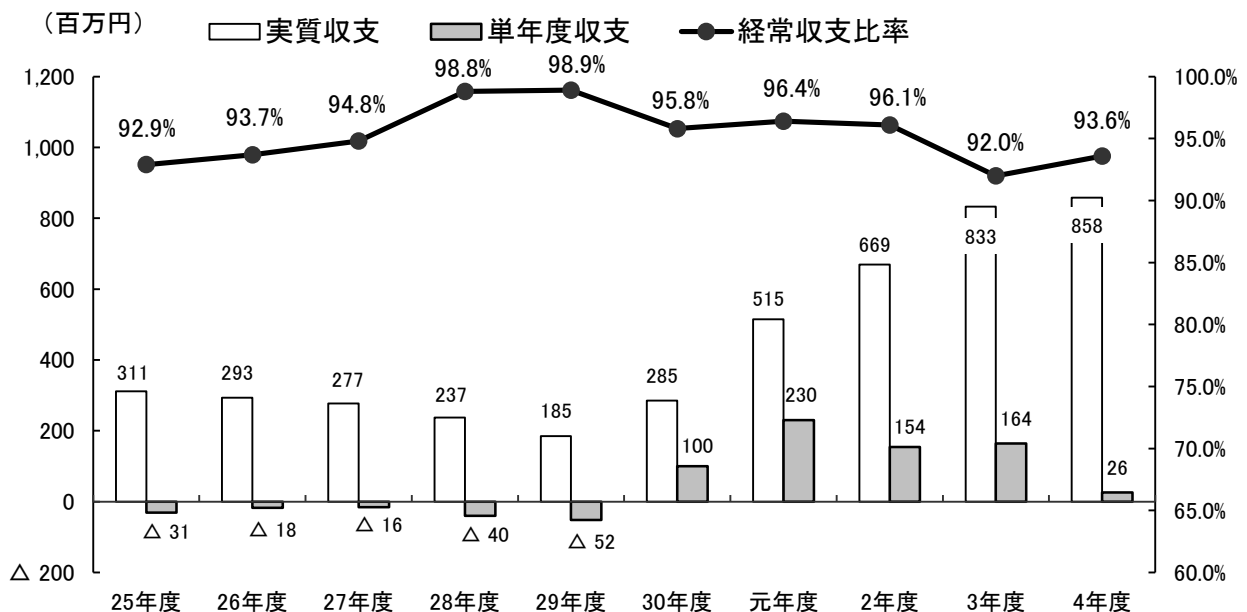
令和4年度の普通会計歳入決算額は前年度比2.0%減の70,956百万円、歳出決算額は前年度比2.4%減の69,606百万円となりました。

令和4年度 普通会計決算収支

| | |
|--------------|------------|
| 歳入総額 | 70,956 百万円 |
| 歳出総額 | 69,606 百万円 |
| 形式収支 | 1,350 百万円 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 | 491 百万円 |
| 実質収支 | 858 百万円 |
| 令和3年度の実質収支 | 833 百万円 |
| 単年度収支 | 26 百万円 |

※四捨五入の影響により、差引後の数値が一致しない場合があります。

実質収支・単年度収支・経常収支比率の推移



財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、扶助費や繰出金の増加などの影響により、前年度から1.6ポイント増加し、93.6%となりました。

扶助費などにおける経常的な歳出は増加していることから、依然として90%を超える水準にあり、財政構造の硬直化は続いています。

なお、単年度収支については、26百万円であり、5年連続で黒字となりました。

<実質収支>

歳入と歳出の差引額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額です。

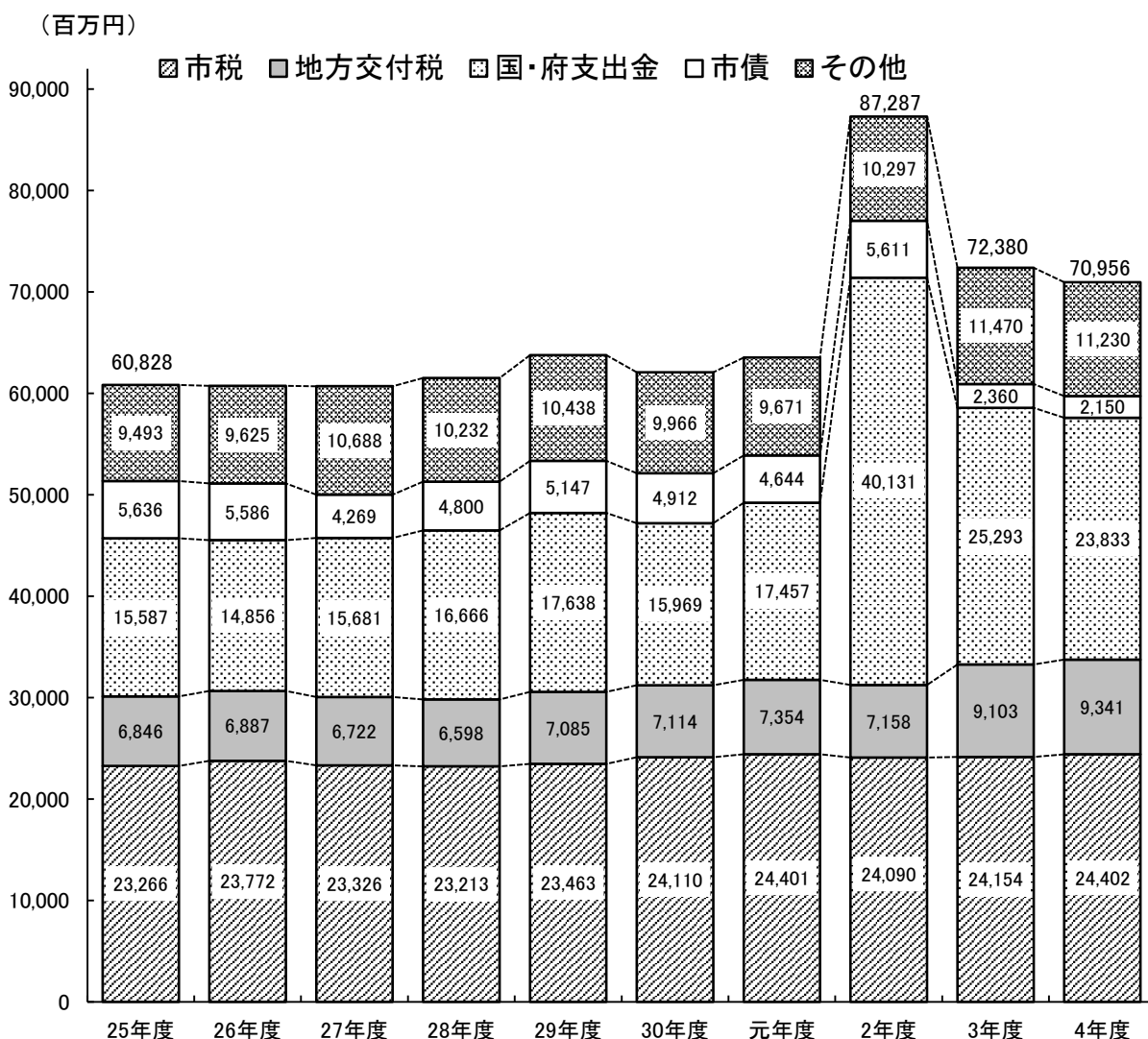
<単年度収支>

当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額です。
当該年度だけの収支が把握できます。

<経常収支比率>

毎年度経常的に入ってくる歳入に対して、毎年度経常的に支払う歳出がどれぐらいの割合かを示すもので、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられます。
都市にあっては75%が妥当と考えられています。

■ 歳入決算額の推移 ■



令和4年度の歳入決算額は、前年度比2.0%減の70,956百万円となりました。

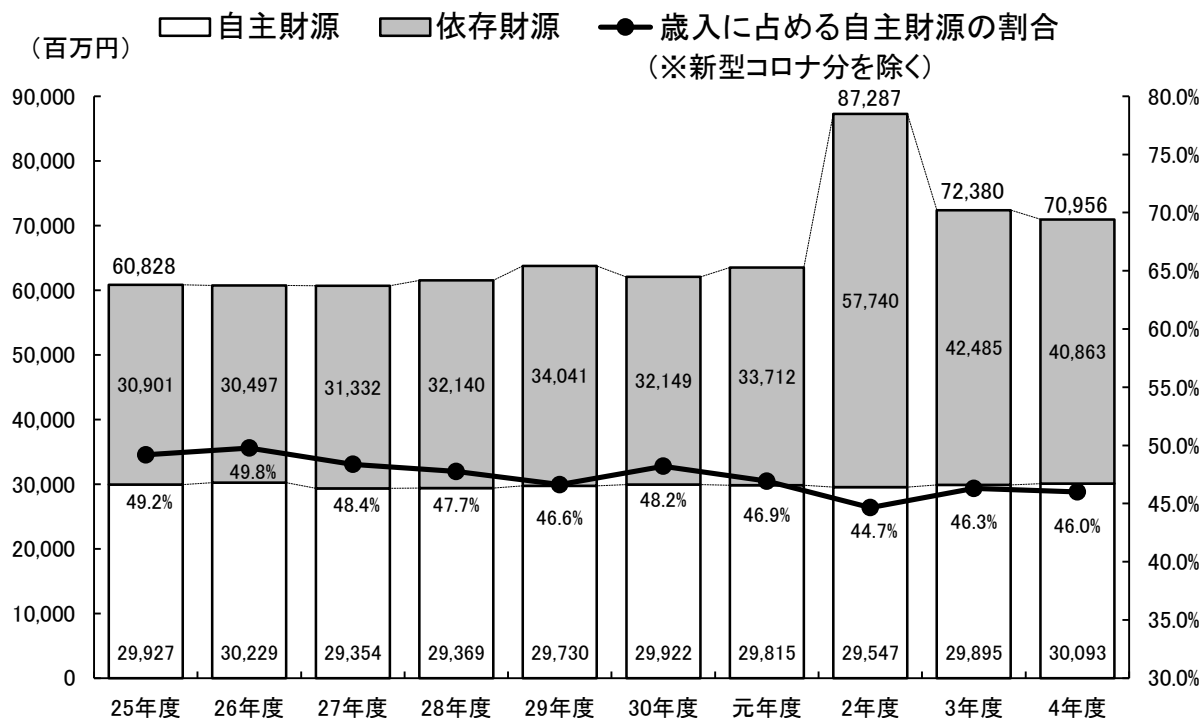
歳入の要である市税収入は、前年度から248百万円増の24,402百万円となりました。

地方交付税は、前年度と同様に追加交付があり、前年度比2.6%増の9,341百万円となりました。

国・府支出金は、前年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金などの影響により、前年度比5.8%減の23,833百万円となりました。

市債は、臨時財政対策債の発行額の減少などの影響により、前年度比8.9%減の2,150百万円となりました。

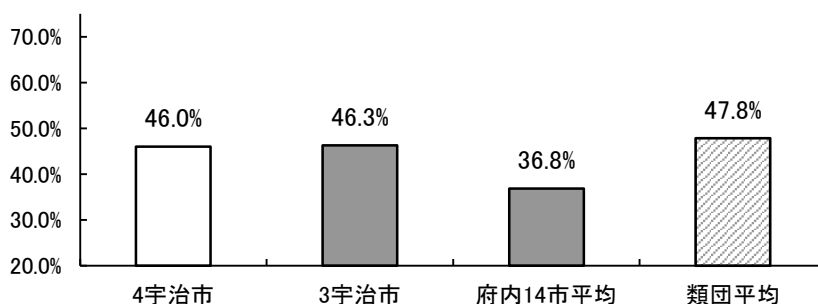
■ 自主財源と依存財源の推移 ■



歳入は財源の自主性を基準に、自主財源と依存財源に区別することができます。自主財源とは市税、使用料、手数料など地方公共団体が自主的に収入することができる財源をいい、自主財源の多寡は行政運営の自主性・安定性を確保しうるかどうかの判断基準となります。

令和4年度は、市税収入などの影響により、自主財源が前年度から198百万円増の30,093百万円となりましたが、歳入に占める割合は46.0%であり、10年連続で50%を下回りました。

【令和3年度 歳入に占める自主財源の割合】（府内14市平均および類団平均との比較）



歳入に占める自主財源の割合を類似団体(類団)などと比較した場合、宇治市は府内14市平均の36.8%より高く、類団平均の47.8%より低い水準となっています。

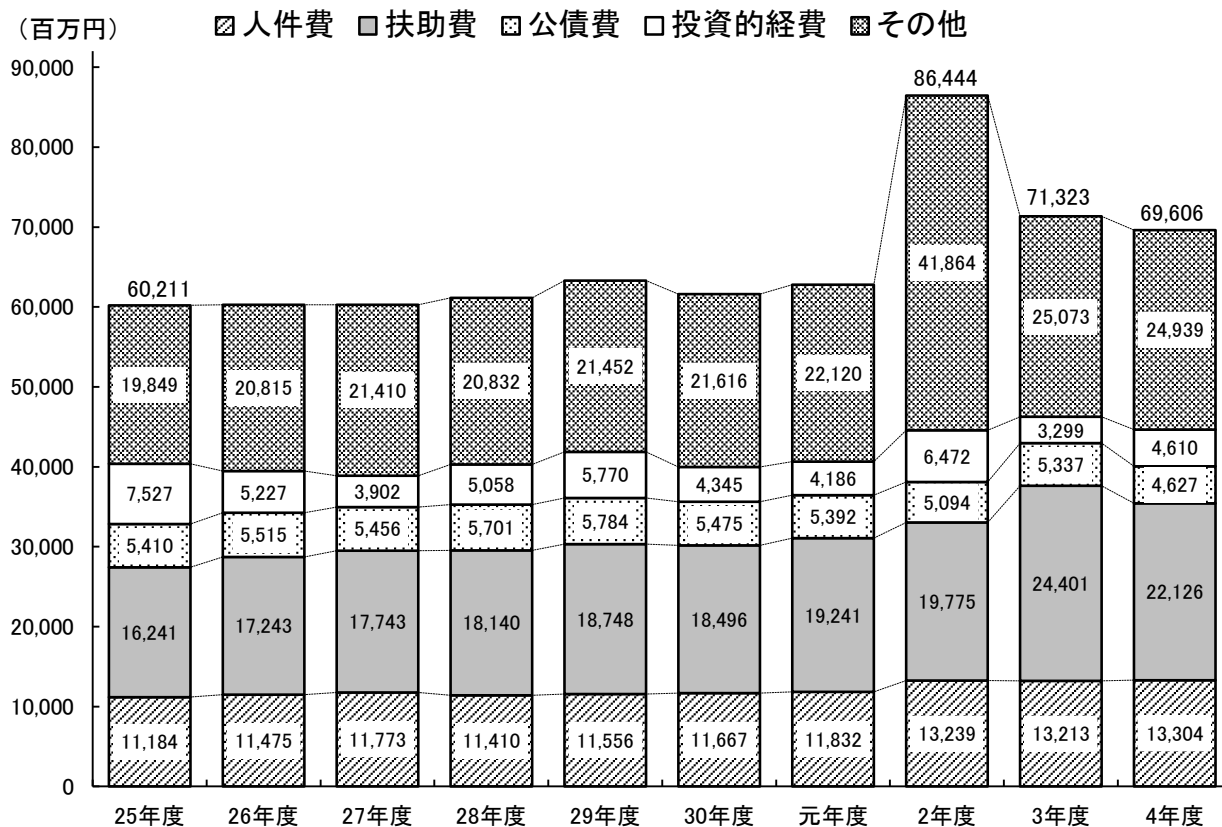
※ 宇治市は、新型コロナ分を除いています。

<類似団体(類団)との比較について>

本市の決算状況と比較・分析するため、類似団体(以下類団)の各決算状況の平均値を記載しています。類団とは、毎年度地方公共団体からの報告に基づいて総務省が作成する都道府県財政指数表および類似団体別市町村財政指数表における、人口や産業構造によって分類された団体区分に基づく同一区分帯に属する団体をいいます。

※「新型コロナ分」とは、対応策に活用した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国・府支出金をいいます。

■ 歳出決算額（性質別）の推移 ■



性質別経費とは、経費の性質を基準として分類するもので、人件費・扶助費・公債費・投資的経費などがあります。

人件費・扶助費・公債費の合計である義務的経費の歳出に占める割合は、府内14市平均および類団平均と比べると高い水準にあります(「6 義務的経費」参照)。

投資的経費は、ウトロ地区住環境改善事業費やJR六地蔵駅の駅舎改築及び駅前広場整備などの影響により、前年度比39.7%増の4,610百万円となりました。

その他は、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の減少などの影響により、前年度比0.5%減の24,939百万円となりました。

<人件費>

報酬、給料、退職手当など、行政委員や職員などの勤務に関して必要な経費です。

<扶助費>

社会保障制度の一環として、各種法令や市独自の制度に基づいて行う福祉サービスの提供に必要な経費です。

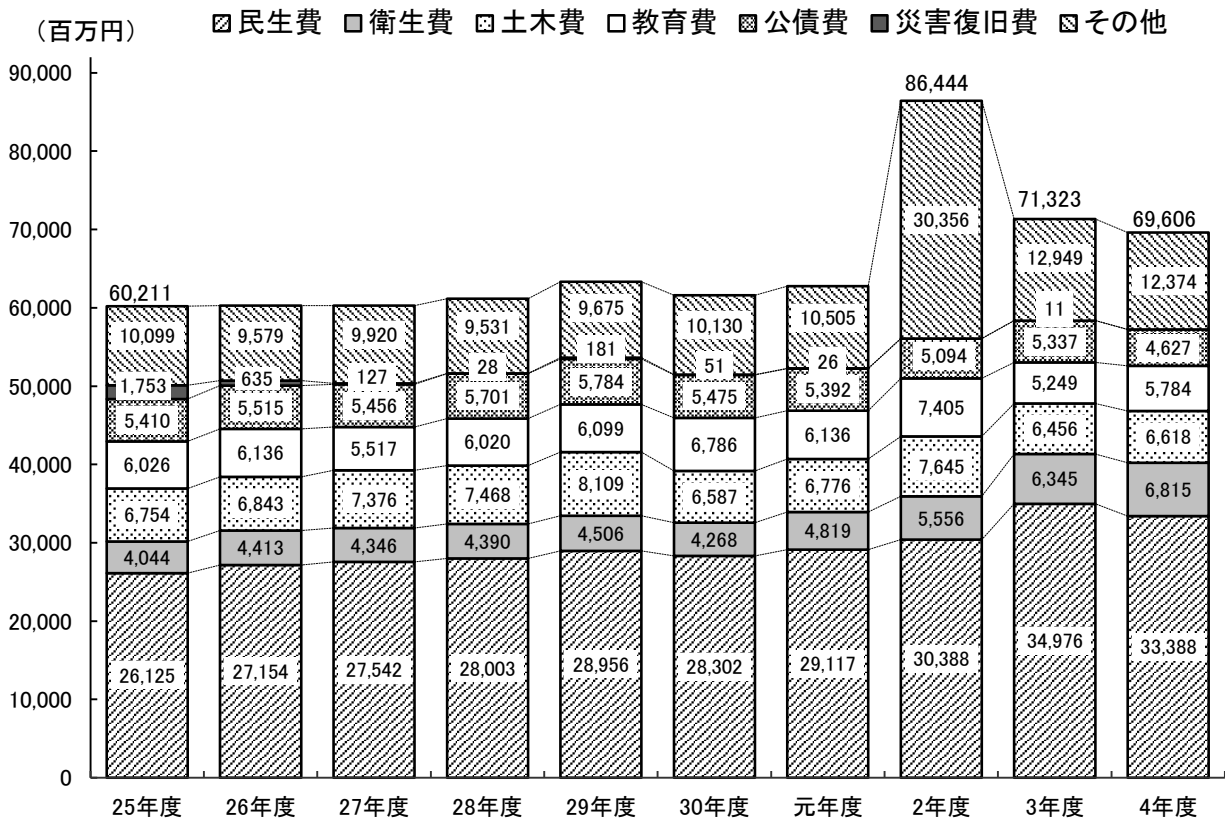
<公債費>

市債の返済に要する経費で、市債の返済金とその利子です。

<投資的経費>

支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費です。

■ 歳出決算額（目的別）の推移 ■



目的別経費とは、経費を行政目的ごとに分類するもので、民生費・衛生費・土木費・教育費などがあります。

民生費は、前年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費などの影響により、前年度比4.5%減の33,388百万円となり、歳出に占める割合は、前年度から1.0ポイント減少し、48.0%となりました。

土木費は、ウトロ地区住環境改善事業費などの影響により、前年度比2.5%増の6,618百万円となりました。

教育費は、(仮)西小倉地域小中一貫校整備事業費などの影響により、前年度比10.2%増の5,784百万円となりました。

その他は、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の減少などの影響により、前年度比4.4%減の12,374百万円となりました。

<民生費>

障害者・高齢者などの社会福祉や、児童福祉、生活保護などにかかる経費です。

<衛生費>

各種健康診査、予防接種、斎場運営、環境対策、ごみ収集・処理などにかかる経費です。

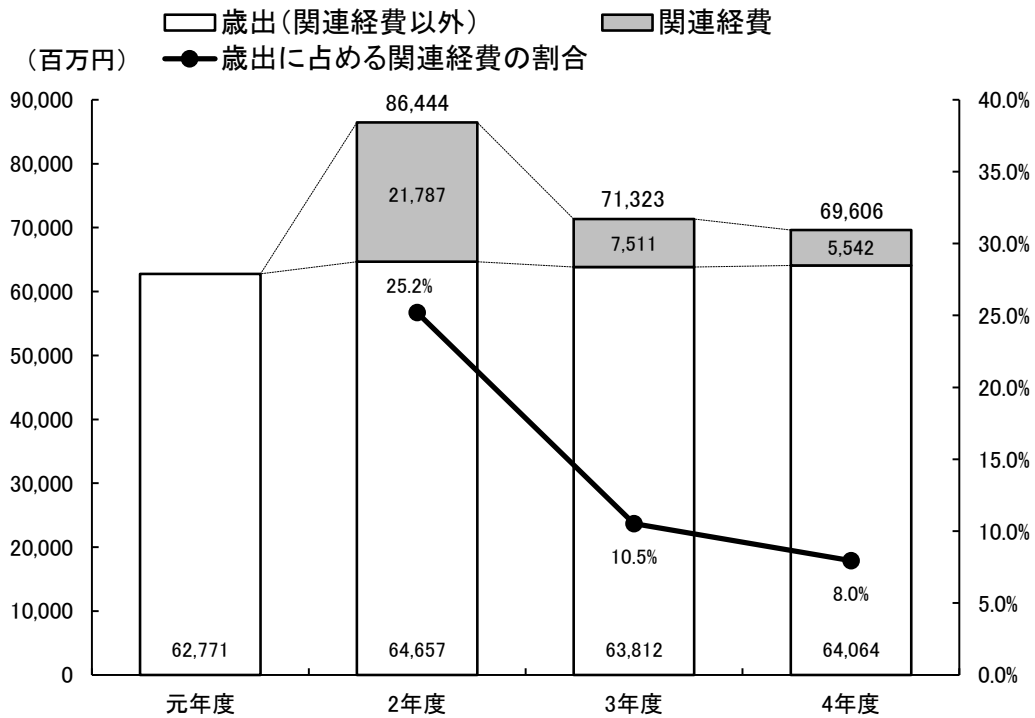
<土木費>

道路や排水路、公園、市営住宅など都市の基盤整備や維持にかかる経費です。

<教育費>

小・中学校、幼稚園などの教育振興や耐震化・大規模改修などにかかる経費です。

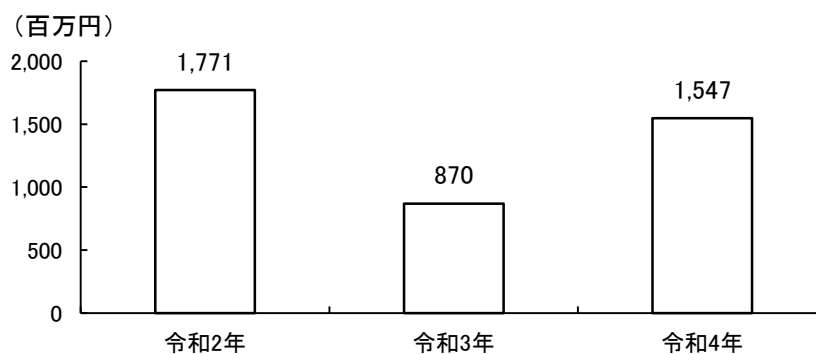
■ 新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策関連経費の推移 ■



新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策関連経費は、前年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費などの影響により、前年度比26.2%減の5,542百万円となりました。

また、歳出に占める割合は、前年度から2.5ポイント減少し、8.0%となりましたが、令和2年度以降、歳出決算に大きな影響を与えています。

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の推移】



新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、物価高騰対応分などの影響により、前年度比77.8%増の1,547百万円となりました。

<新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金>

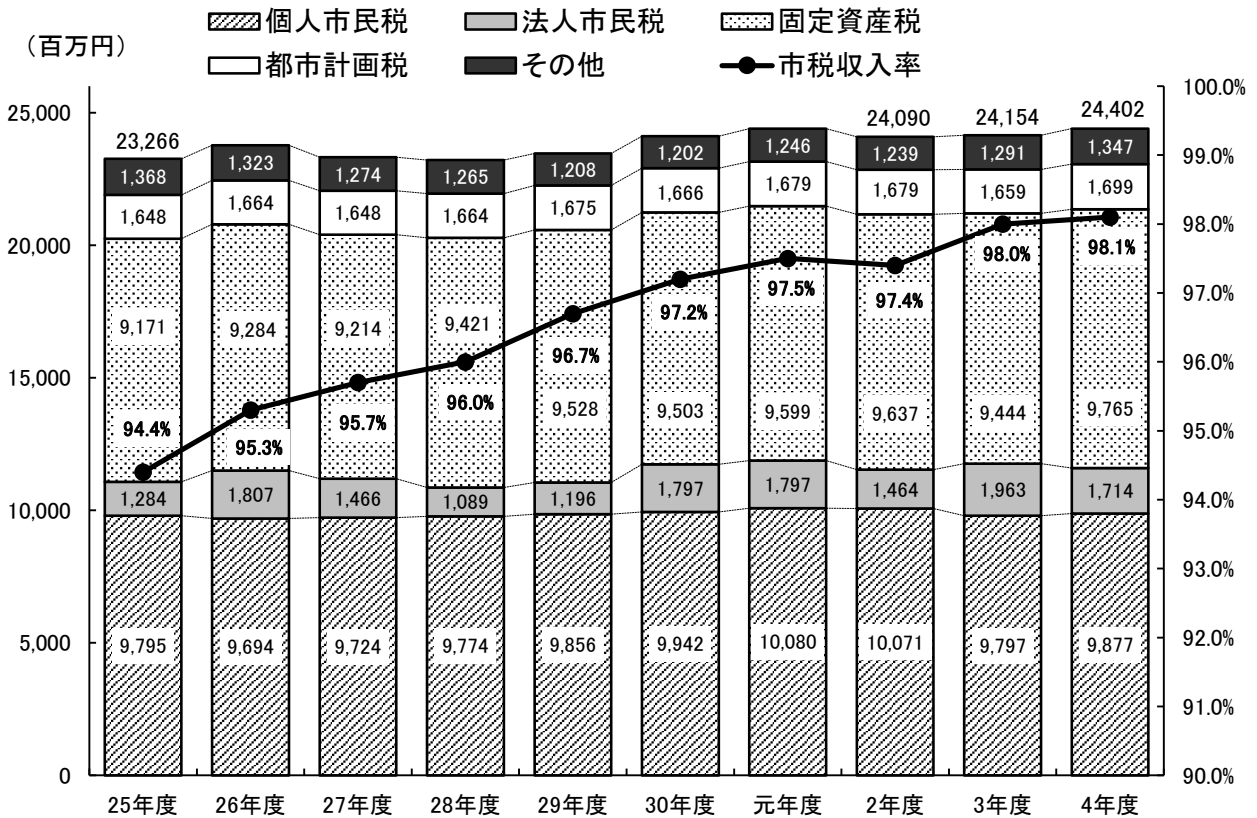
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業が実施できるよう創設された交付金です。

令和4年度には、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援にも活用できる仕組みへと見直しを図られました。

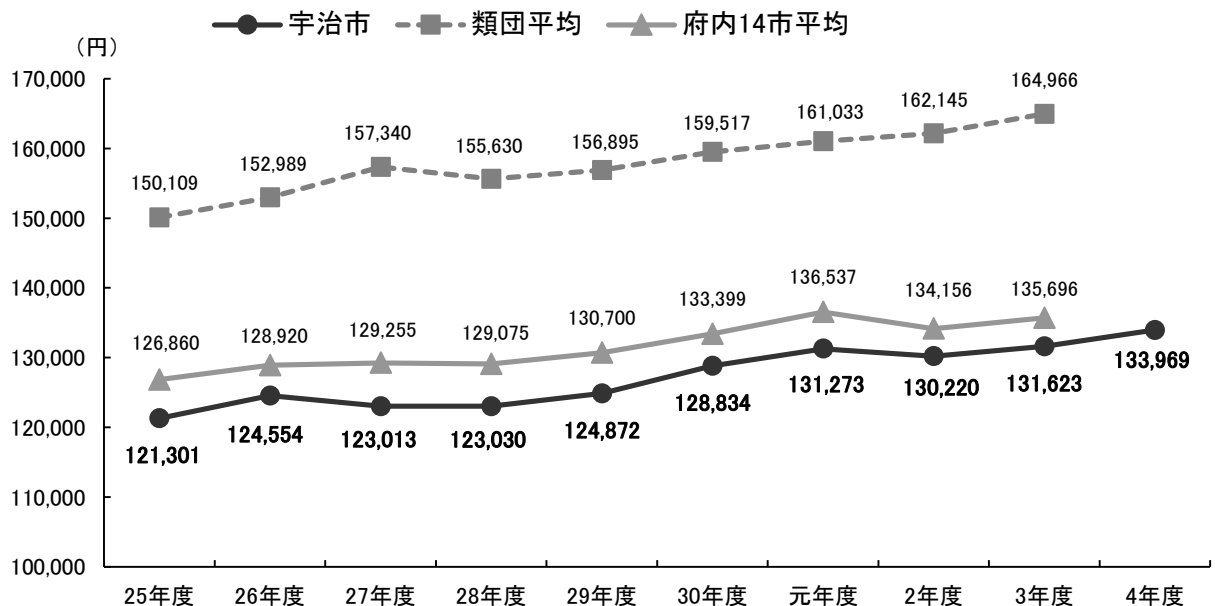
2 市税

- (1) 法人市民税は、前年度から249百万円減の1,714百万円となったが、個人市民税は、前年度から80百万円増の9,877百万円、固定資産税は前年度から321百万円増の9,765百万円となり、市税全体では、前年度から248百万円増の24,402百万円となった
- (2) 市税収入率は、前年度から0.1ポイント増加し、98.1%となった

■ 市税収納額と市税収入率の推移 ■



【市民一人あたりの市税の推移】（府内14市平均および類団平均との比較）



3 地方交付税

地方交付税は、前年度と同様に、追加交付の影響などにより、前年度比2.6%増の9,341百万円となり、歳入に占める割合は14.3%となった
(4年度:9,341百万円、3年度:9,103百万円)

<地方交付税>

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税および地方法人税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税です。
普通交付税と特別交付税があります。

<普通交付税>

財源不足団体(基準財政需要額が基準財政収入額を上回る地方公共団体)に対し交付されます。

<特別交付税>

特別の財政事情(台風・地震などの災害に対する財政需要など)に対して交付されます。

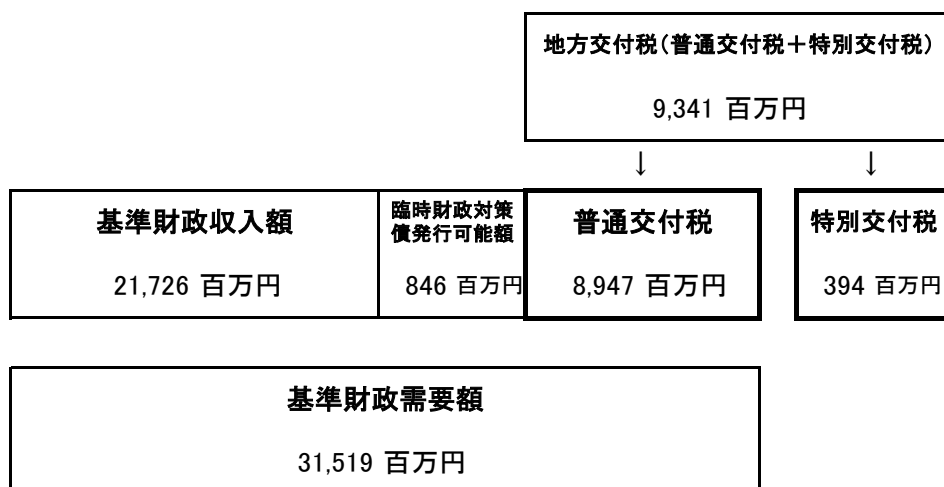
<基準財政需要額>

各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を運営し、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算出した額です。

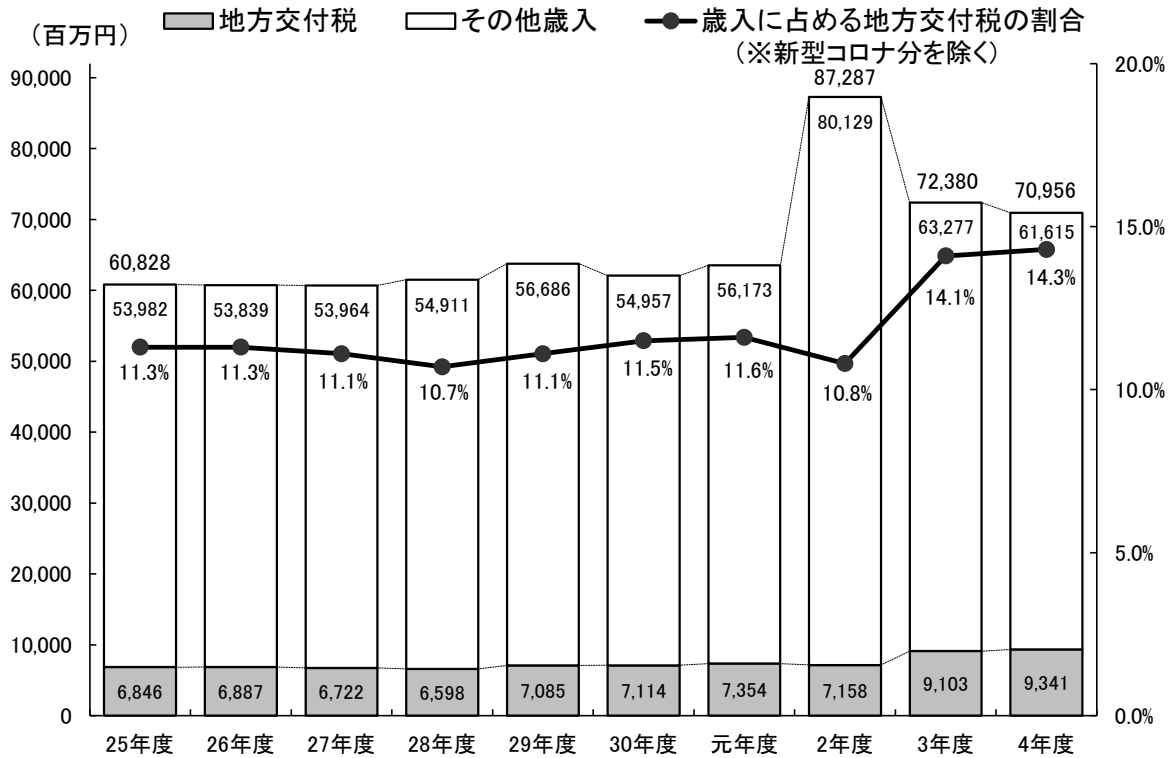
<基準財政収入額>

各地方公共団体の財源を合理的に測定するために、標準的な状況において収入が見込まれる税収入等を一定の方法によって算出した額です。

【令和4年度 地方交付税の内訳】

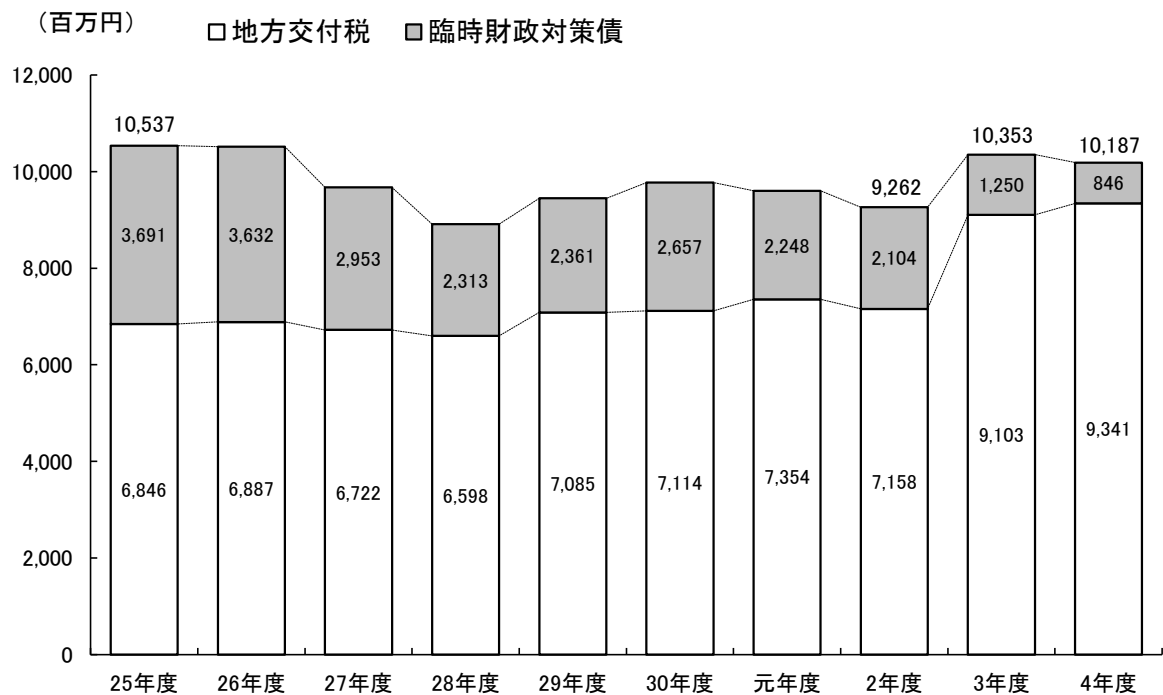


■ 歳入と地方交付税の推移 ■

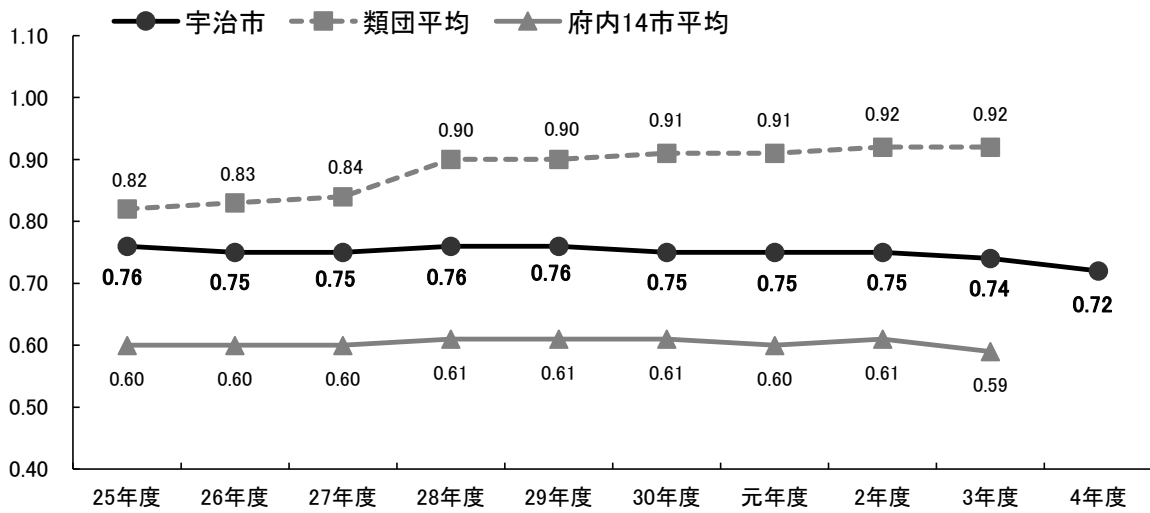


※「新型コロナ分」とは、対応策に活用した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国・府支出金をいいます。

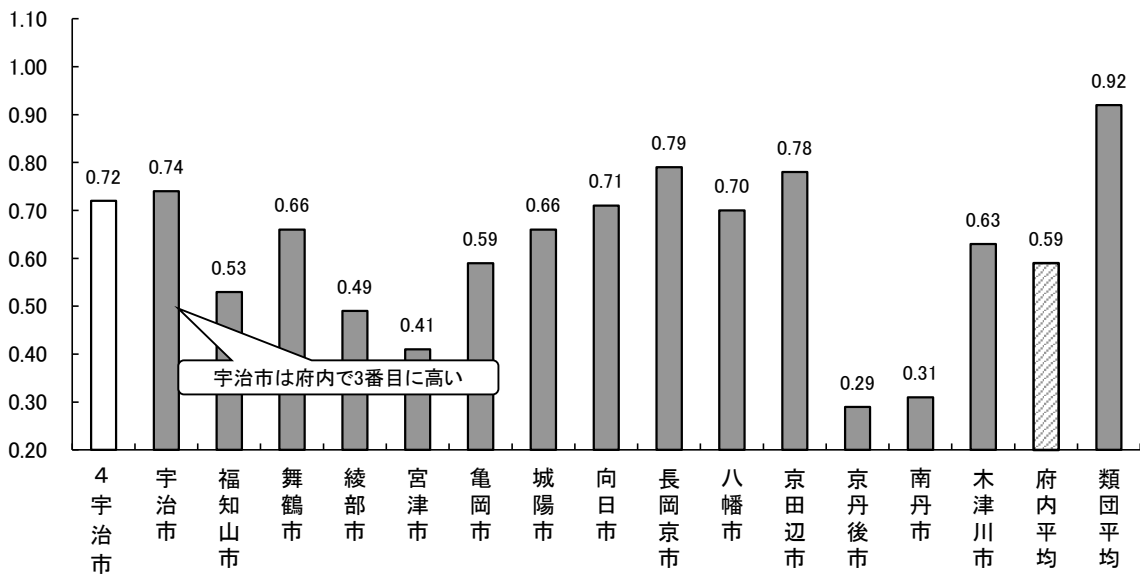
■ 地方交付税および臨時財政対策債発行額の推移 ■



【財政力指数の推移】（府内14市平均および類団平均との比較）



【令和3年度 財政力指数の比較】（府内14市および類団平均との比較）



<財政力指数>

財政力指数は、標準的な行政活動を行うために必要な一般財源に対する市税等の割合を示す指数のことで、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年平均値です。

この数値が大きいほど財政力が強いとされており、1未満の団体には普通交付税が交付されません。

4 市債

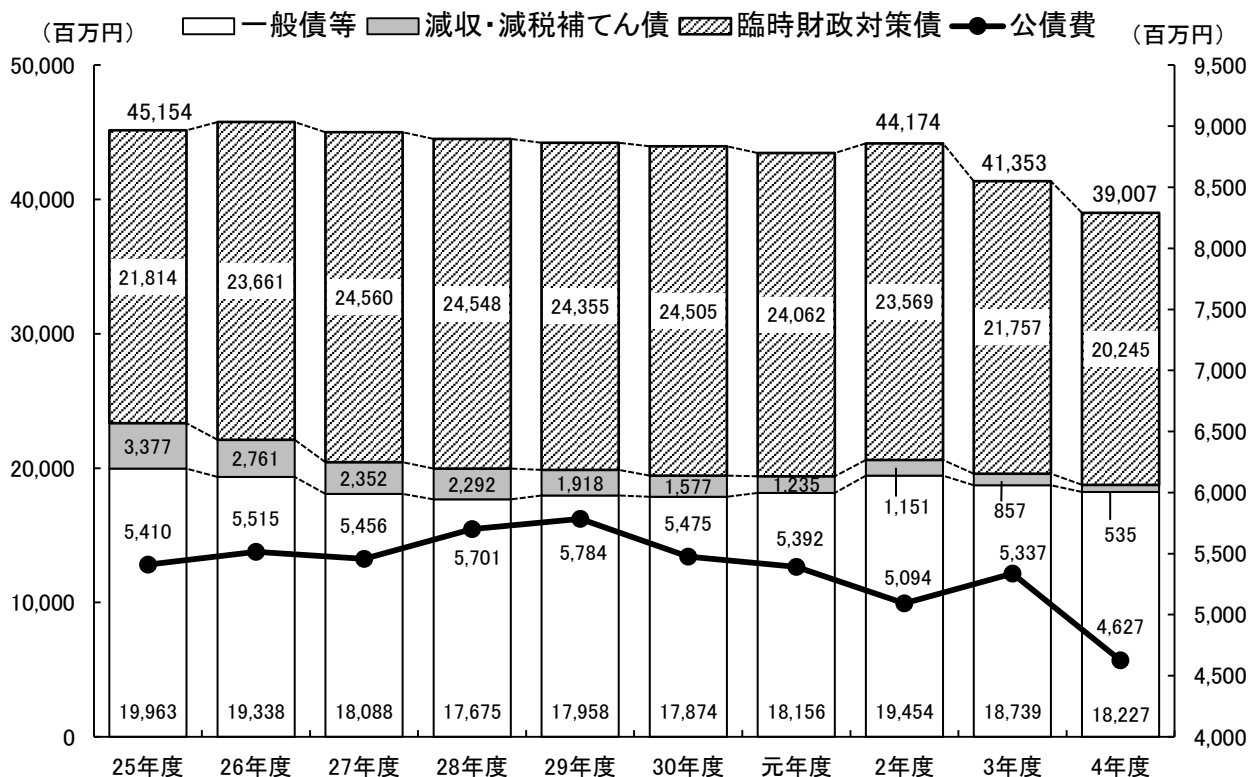
- (1) 市債現在高は、発行額の減少などの影響により、前年度から2,346百万円減の39,007百万円となった
(4年度:39,007百万円、3年度:41,353百万円)
- (2) 臨時財政対策債の現在高は、前年度から1,512百万円減の20,245百万円となり、市債現在高に占める割合は、前年度から0.7ポイント減少し、51.9%となった
(4年度:20,245百万円、3年度:21,757百万円)
- (3) 公債費は、前年度から710百万円減の4,627百万円となった
(4年度:4,627百万円、3年度:5,337百万円)

<市債>

市債とは、本市が資金調達のために負担する債務で、次の役割を担い、その返済が一会計年度を超えて行われるものです。

- ①財政支出の年度間調整 ②世代間の負担の公平化 ③一般財源の補完

■ 市債現在高の推移 ■

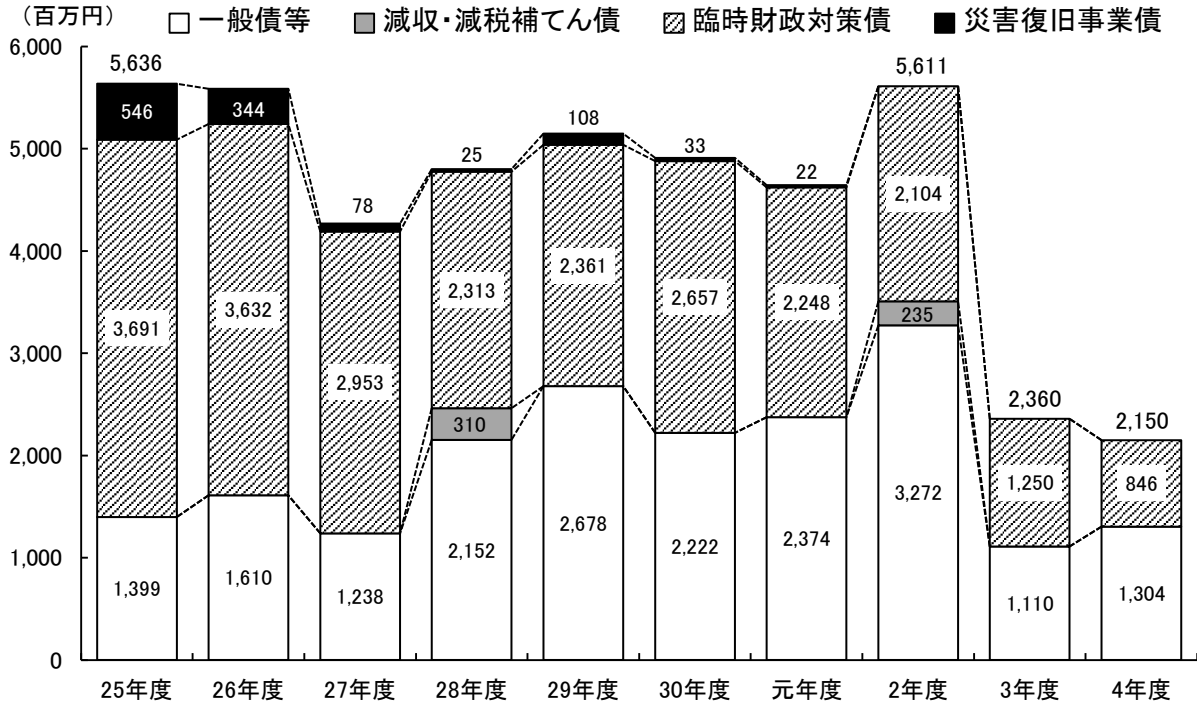


市債現在高は、発行額の減少などの影響により、前年度から2,346百万円減の39,007百万円となりました。

<臨時財政対策債>

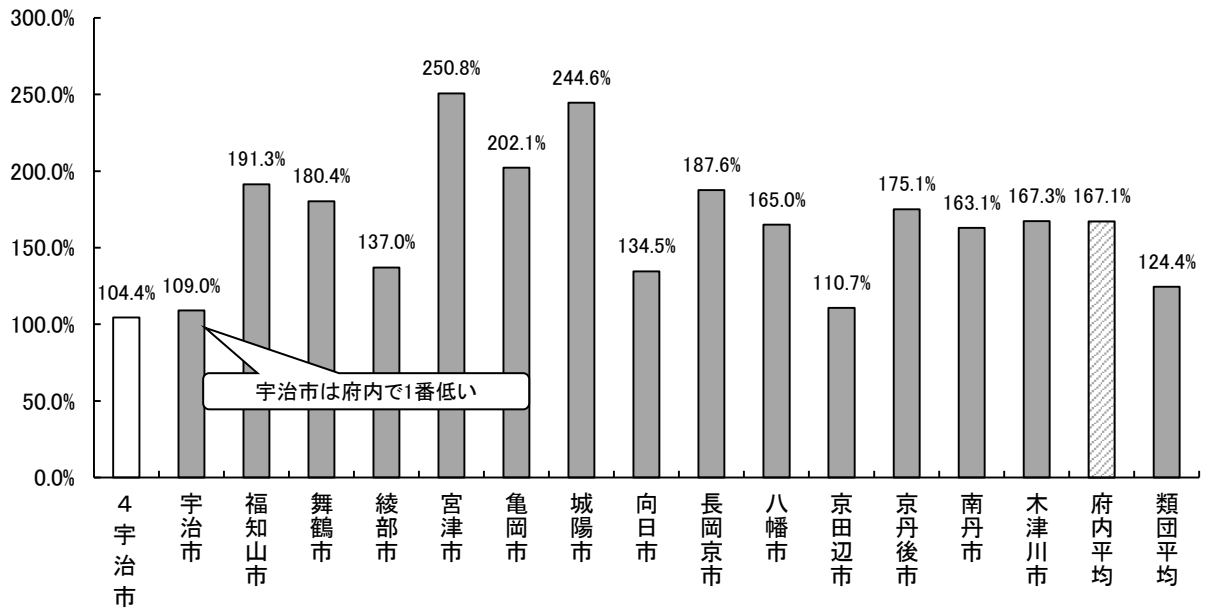
臨時財政対策債は、従来地方交付税により交付されていた地方財政の財源不足の補てんについて、その一部を市債に振り替えられたもので、通常の市債と異なり一般財源として扱います。平成13年度から発行が認められており、元利償還金の100%が後年度の地方交付税を算定する際に用いられる基準財政需要額に算入されます。

■ 市債発行額の推移 ■



臨時財政対策債は、前年度比32.3%減の846百万円となり、市債発行額は、前年度比8.9%減の2,150百万円となりました。

【令和3年度 標準財政規模に対する市債現在高の割合】 (府内14市および類団平均との比較)



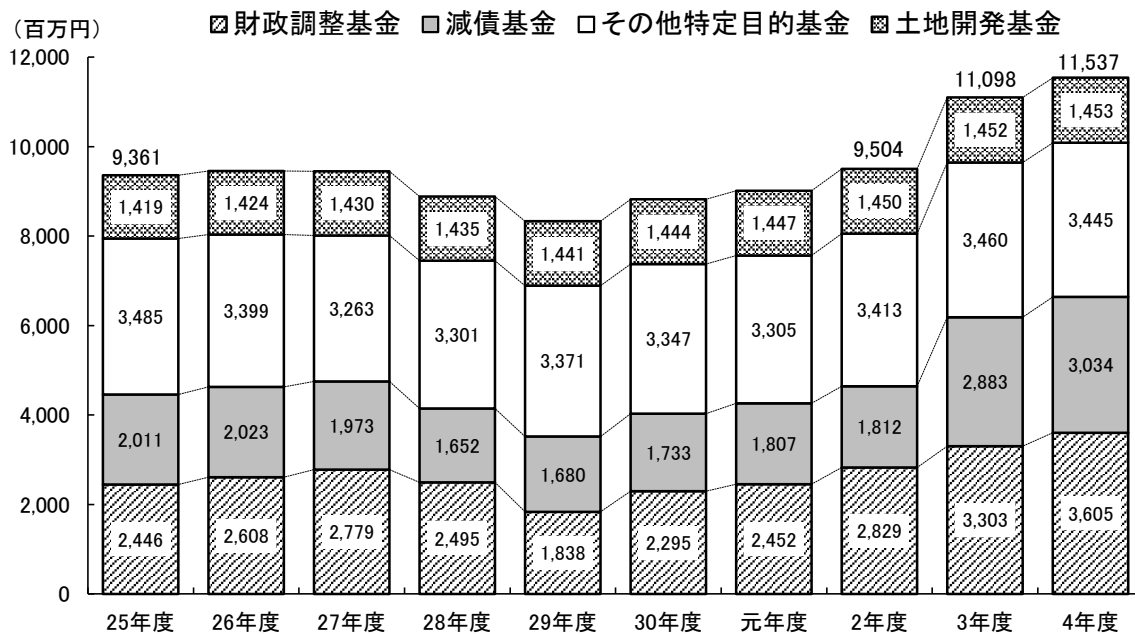
標準財政規模に対する市債現在高の割合は、宇治市は府内で1番低い水準となりましたが、引き続き市債の適正化を図っていく必要があります。

標準財政規模…地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう一般財源の規模

5 基金

- (1) 基金現在高は、前年度から439百万円増の11,537百万円となった
(4年度:11,537百万円、3年度:11,098百万円)
- (2) 経済状況の変動などによる財源不足に備えるための財政調整基金は、前年度から302百万円増の3,605百万円となった
(4年度:3,605百万円、3年度:3,303百万円)
- (3) 減債基金は、151百万円増の3,034百万円となった
(4年度:3,034百万円、3年度:2,883百万円)

■ 基金現在高の推移 ■



<基金>

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるため、もしくは定額の資金を運用するために設けられるものです。

<財政調整基金>

経済状況の変動などによる年度間の財源調整を行うために積み立てられている基金です。

<減債基金>

市債の償還を計画的に行うために積み立てられている基金です。

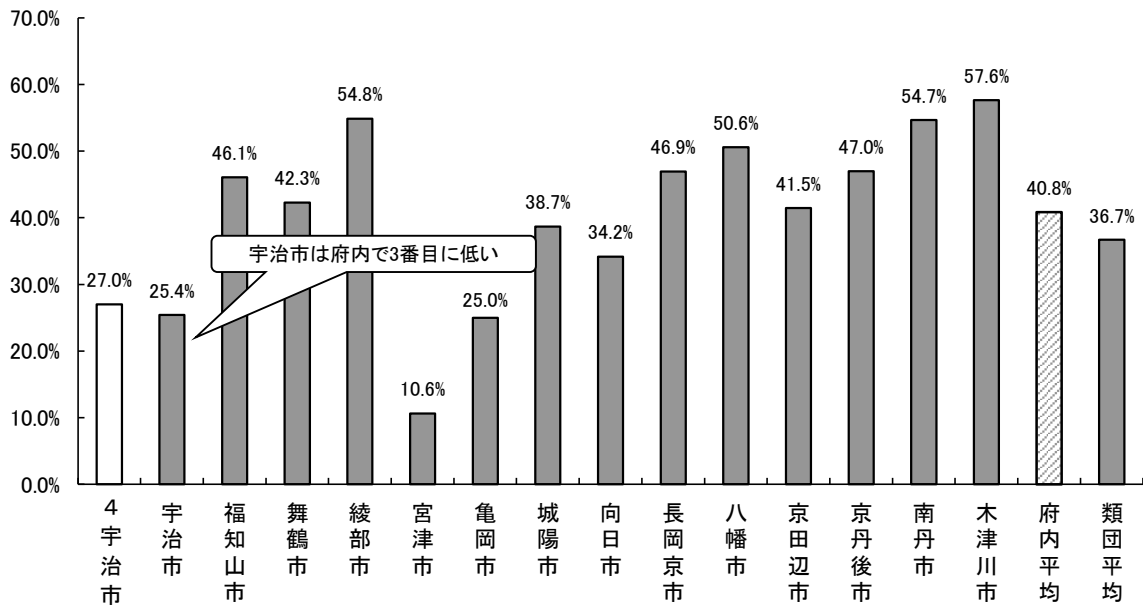
<特定目的基金>

条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、もしくは定額の資金を運用するために設けられる資金または財産です。

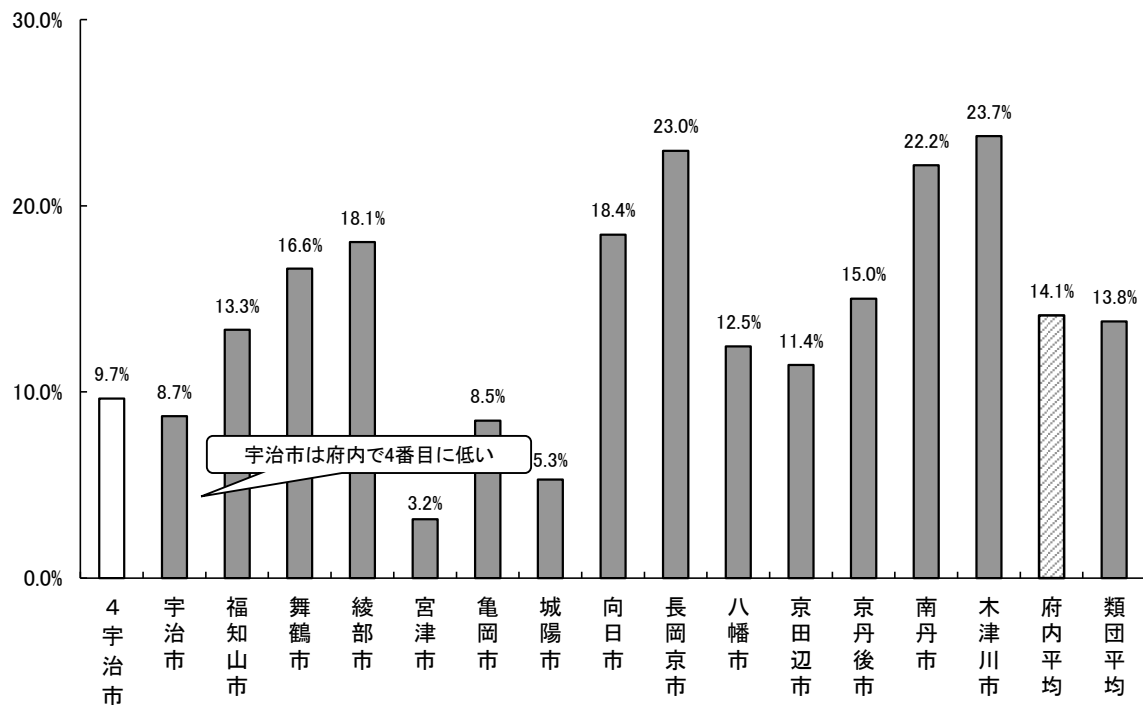
具体的には、公共施設などの建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対応のための基金などがあります。

【令和3年度 標準財政規模に対する基金現在高の割合】
（府内14市および類団平均との比較）

※土地開発基金を除く



【令和3年度 標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合】
（府内14市および類団平均との比較）



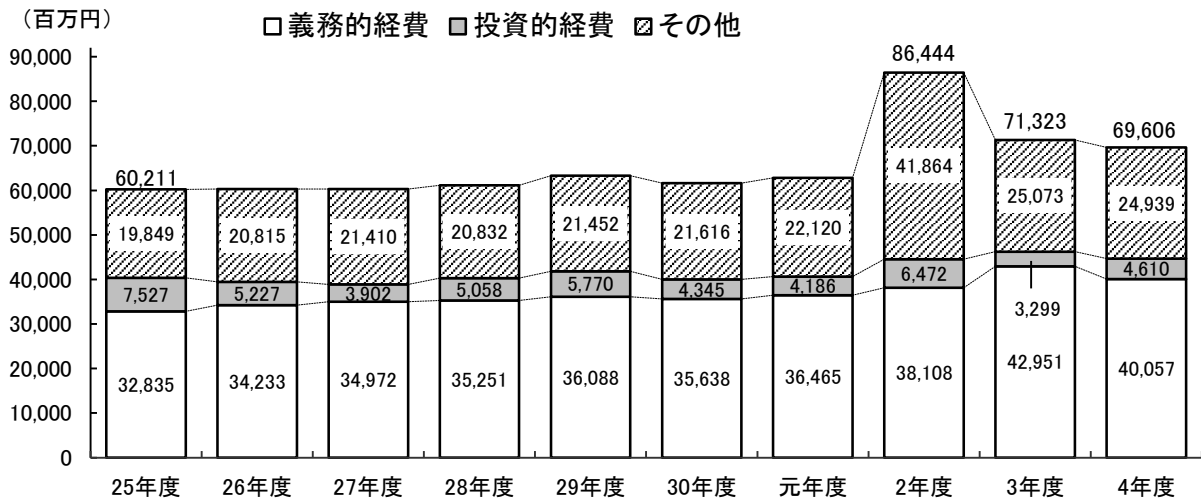
標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合が高ければ、経済状況の変化などに対する対応力があるといえます。本市は、府内14市と比較すると4番目に低い水準となります。厳しい財政状況の中ですが、基金の確保が必要です。

標準財政規模…地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう一般財源の規模

6 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）

- (1) 義務的経費は、前年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費や住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費などの影響により、前年度比6.7%減の40,057百万円となった
- (2) 義務的経費の歳出に占める割合は、義務的経費の減少割合が歳出総額の減少割合よりも大きくなったため、前年度から1.1ポイント減少し、59.1%となった（4年度：59.1%、3年度：60.2%）

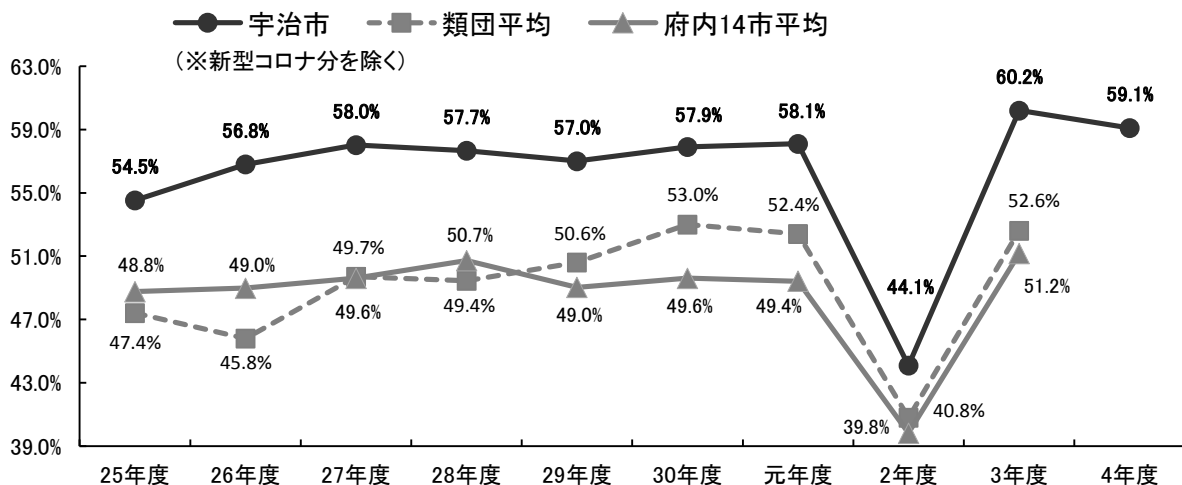
■ 歳出全体に占める義務的経費の推移 ■



<義務的経費>

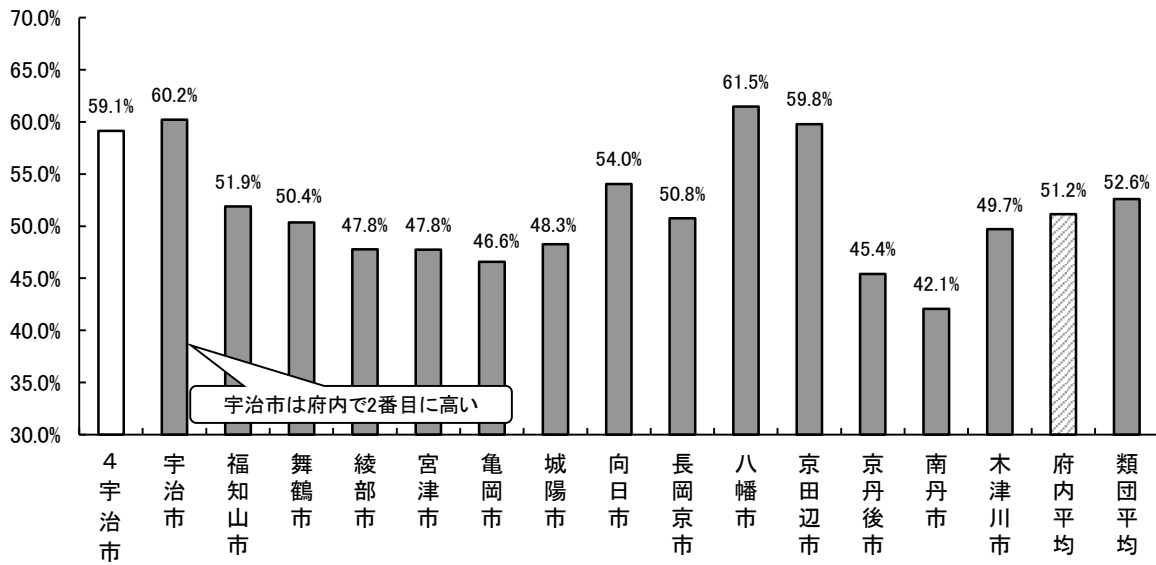
義務的経費は職員給などの人件費、生活保護や高齢者、障害福祉などの扶助費、市債の元利償還金などの公債費からなっており、支出が義務付けられ、任意に削減できない硬直性の強い経費です。

【歳出に占める義務的経費の割合の推移】（府内14市平均および類団平均との比較）

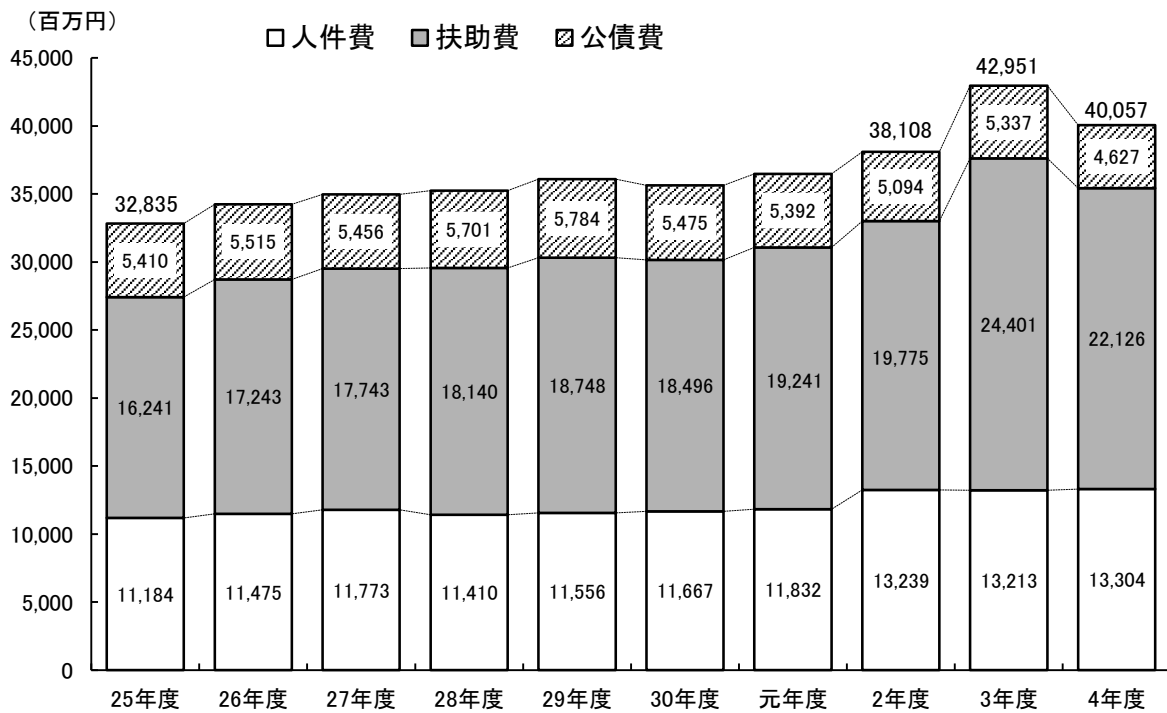


令和4年度の歳出に占める義務的経費の割合は、1.1ポイント減少し、59.1%となりました。府内14市平均および類団平均と比べると高い水準で推移しており、今後も注意が必要です。

【令和3年度 歳出に占める義務的経費の割合】
（府内14市および類団平均との比較）



■ 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の推移 ■

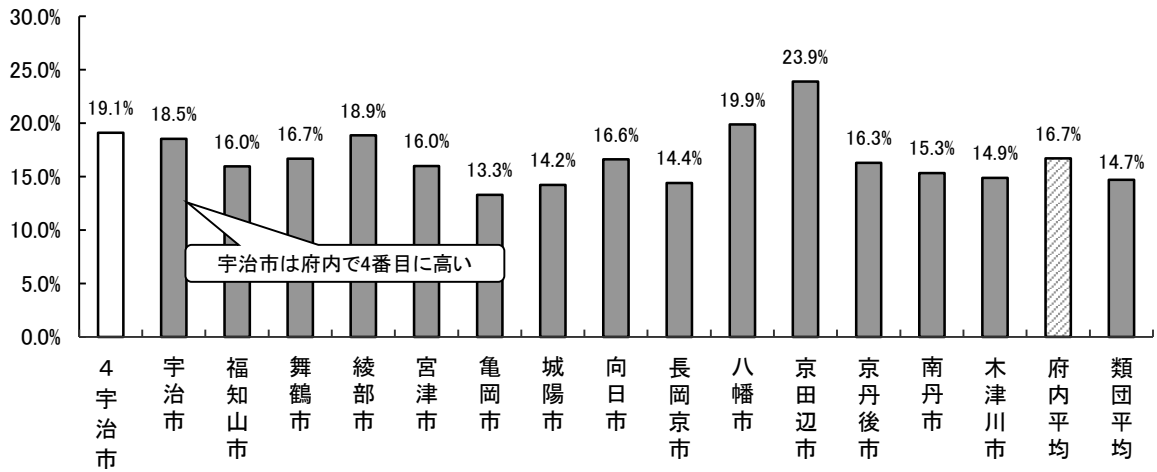


人件費は、前年度比0.7%増の13,304百万円となりました。

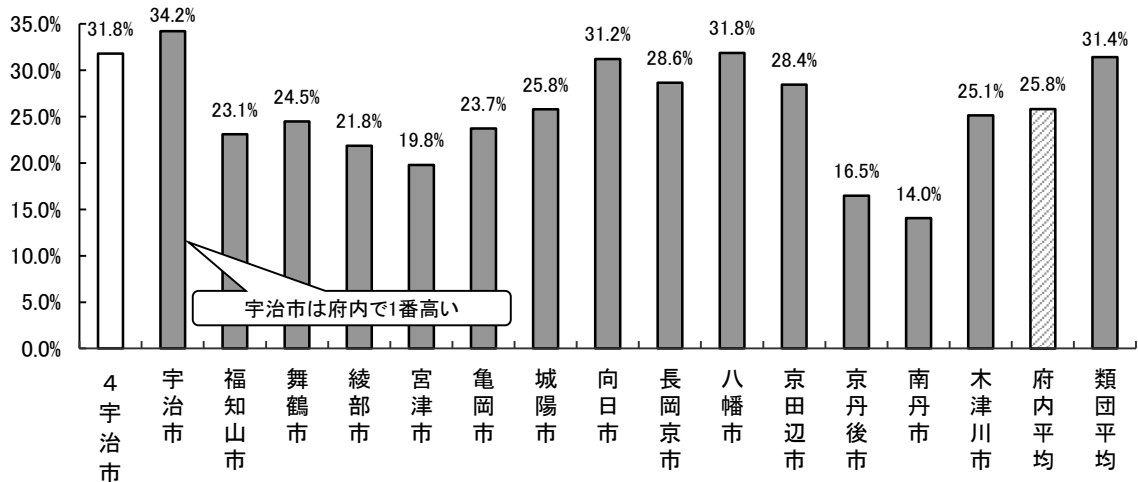
扶助費は、前年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費や住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費などの影響により、前年度比9.3%減の22,126百万円となりました。

公債費は、前年度比13.3%減の4,627百万円となりました。

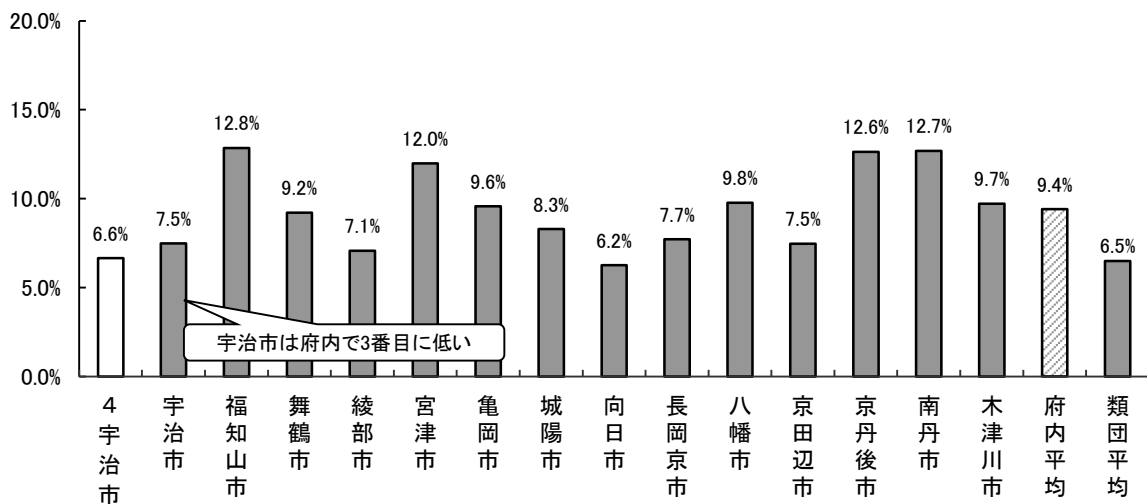
【令和3年度 歳出に占める人件費の割合】（府内14市および類団平均との比較）



【令和3年度 歳出に占める扶助費の割合】（府内14市および類団平均との比較）

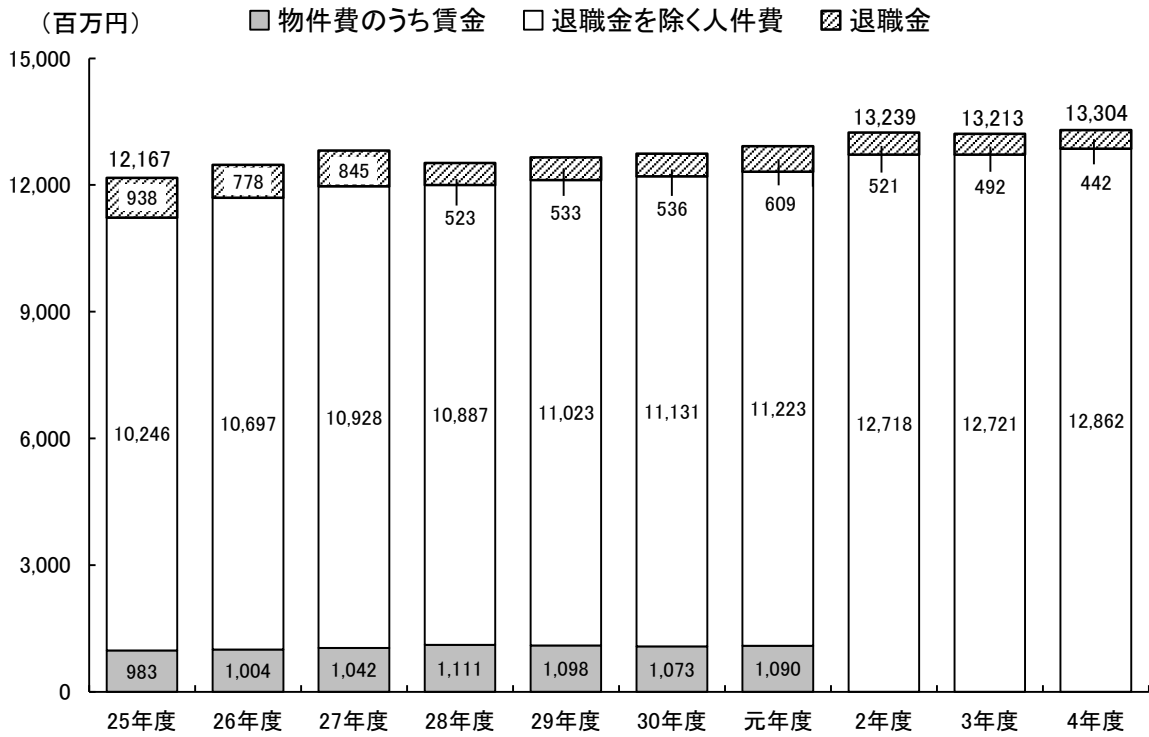


【令和3年度 歳出に占める公債費の割合】（府内14市および類団平均との比較）



※ 四捨五入の影響により、足し上がりの数値が前頁と一致しない場合があります。

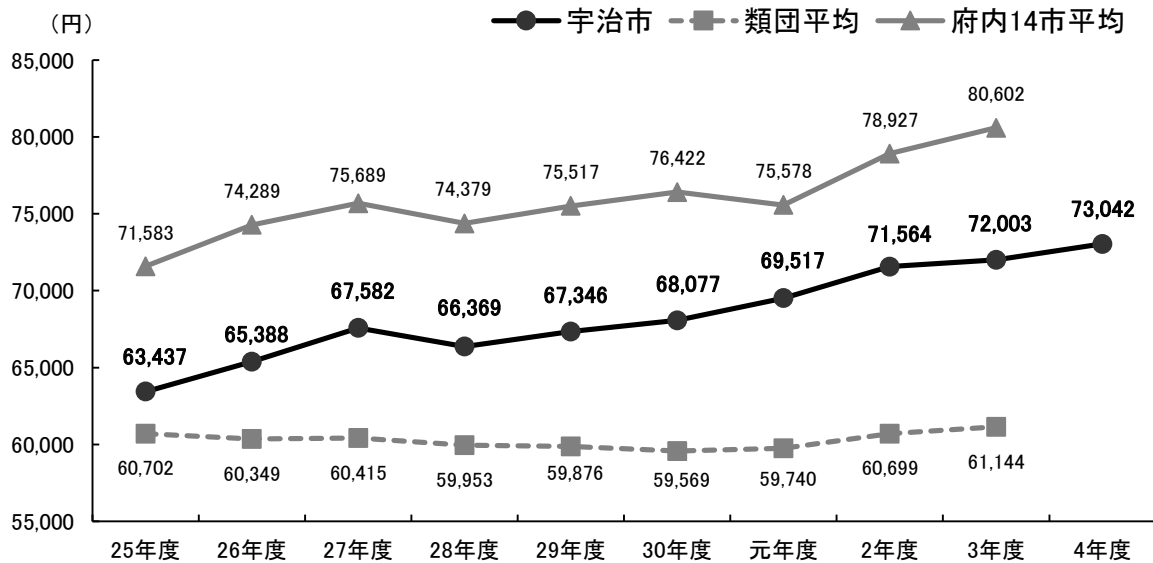
■ 人件費等の推移 ■



令和2年度の会計年度任用職員制度導入により、物件費のうち賃金は廃止され、人件費に計上されることとなりました。

退職金を除く人件費は、前年度から141百万円増の12,862百万円となり、人件費全体では、前年度から91百万円増の13,304百万円となりました。

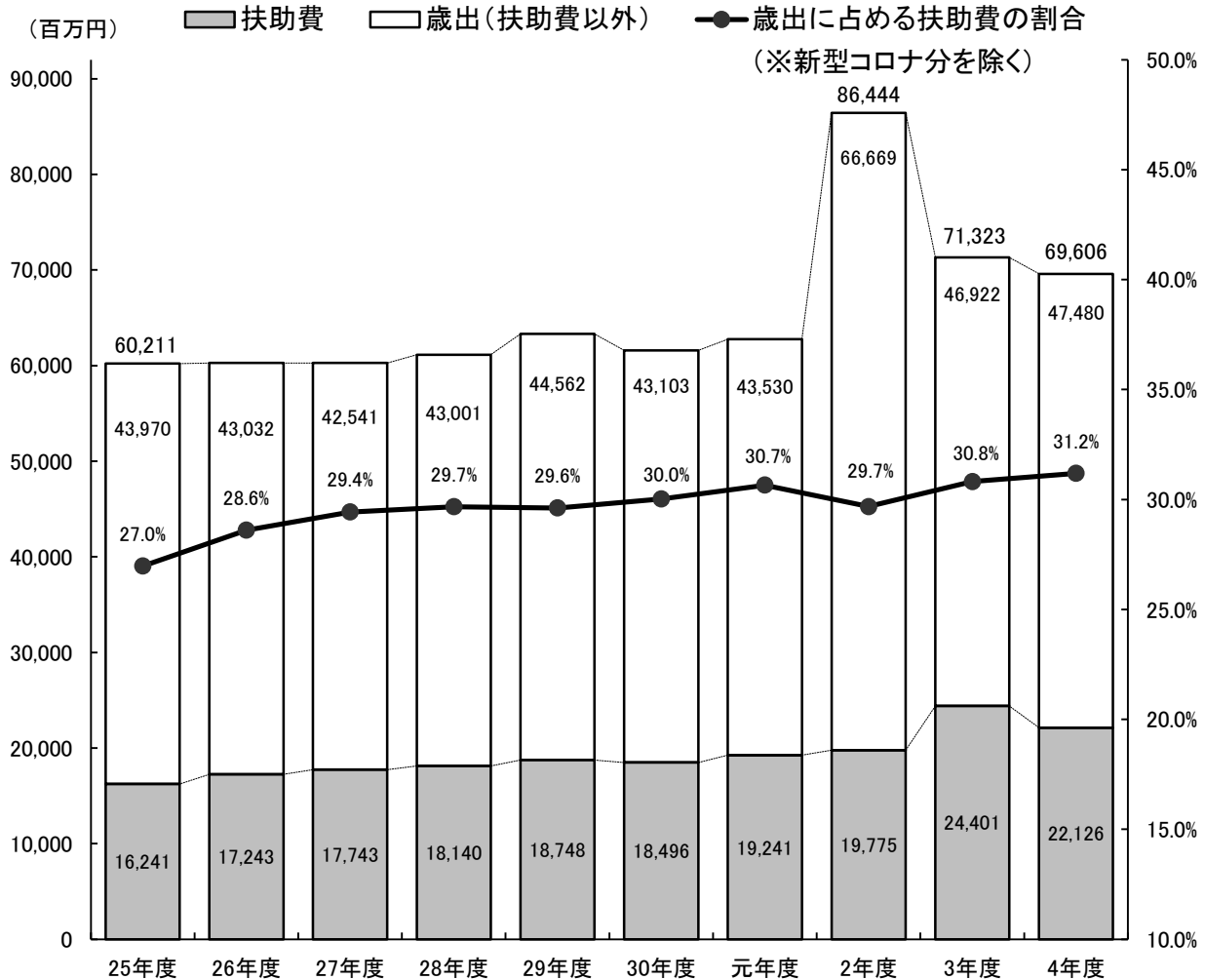
【市民一人あたりの人件費等の推移】 (府内14市平均および類団平均との比較)



7 扶助費

扶助費は、前年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費や住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費などの影響により、前年度から2,275百万円減の22,126百万円となった

■ 歳出と扶助費の推移 ■



扶助費は、前年度比9.3%減の22,126百万円となり、歳出に占める扶助費の割合は前年度から0.4ポイント増加し、31.2%となりました。

また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の対応策として実施した事業費を除くと、前年度から171百万円増の19,974百万円となりました。

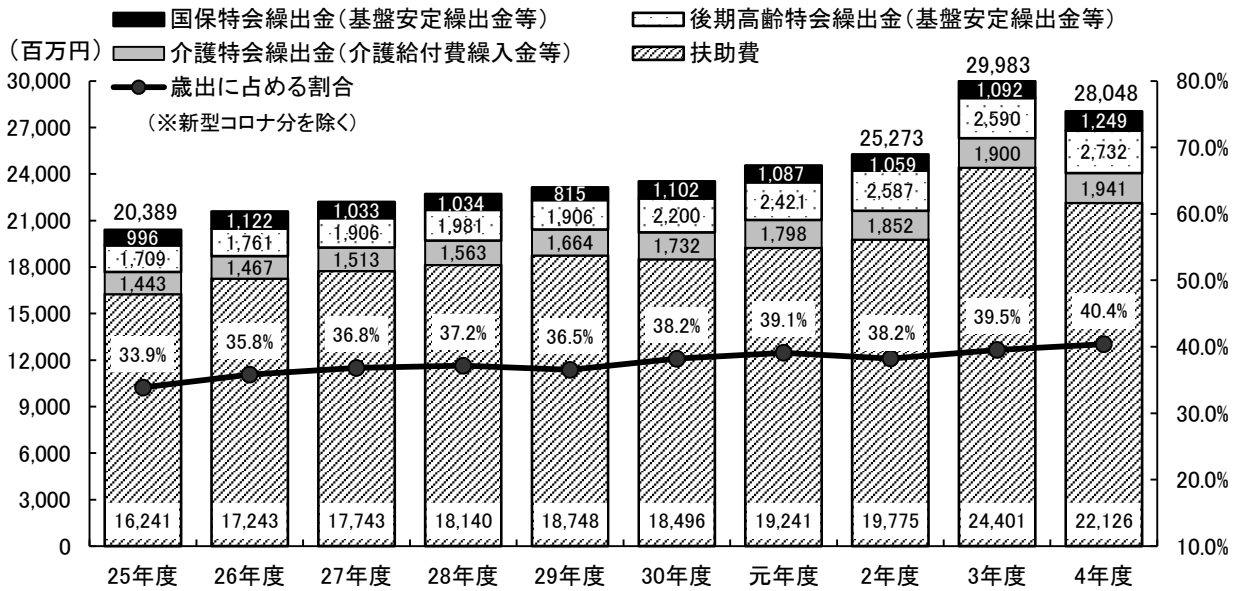
歳出に占める扶助費は、高い割合で推移しており、財政を硬直化させる大きな要因のひとつとなっています。

<扶助費>

社会保障制度の一環として、各種の法令(生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など)や市独自の制度に基づいて、障害者、高齢者、児童などへの福祉サービスの提供に直接必要な経費です。

※「新型コロナ分」とは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国・府支出金を活用して実施した事業費をいいます。

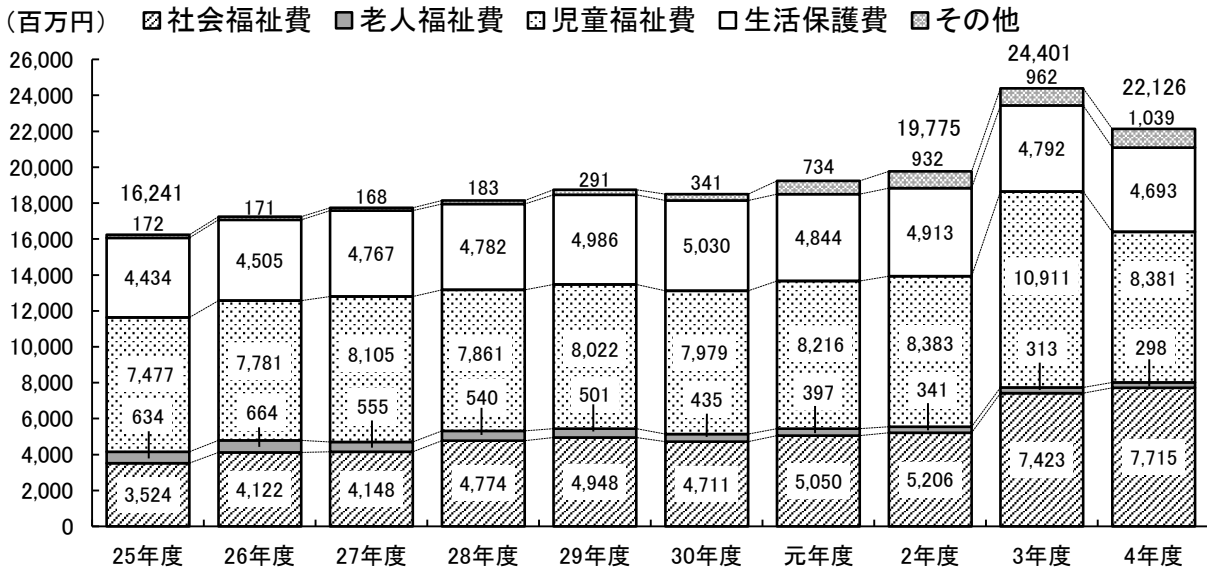
■ 扶助費と国保特会・介護特会・後期高齢特会繰出金の合計の推移 ■



平成25年度の20,389百万円に対し、令和4年度は約1.4倍の28,048百万円となりました。また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応策として実施した事業費を除くと、約1.3倍の25,896百万円となりました。

※「新型コロナ分」とは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国・府支出金を活用して実施した事業費をいいます。

■ 扶助費（目的別）の推移 ■



社会福祉費は、障害者介護給付費、障害者訓練等給付費、福祉医療費支給費などの社会福祉などのための経費であり、前年度比3.9%増の7,715百万円となりました。

また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の対応策として実施した事業費を除くと、前年度から469百万円増の5,919百万円となりました。

老人福祉費は、重度心身障害老人健康管理費、老人医療費支給費、老人保護措置費などの高齢者福祉のための経費であり、前年度比4.8%減の298百万円となりました。

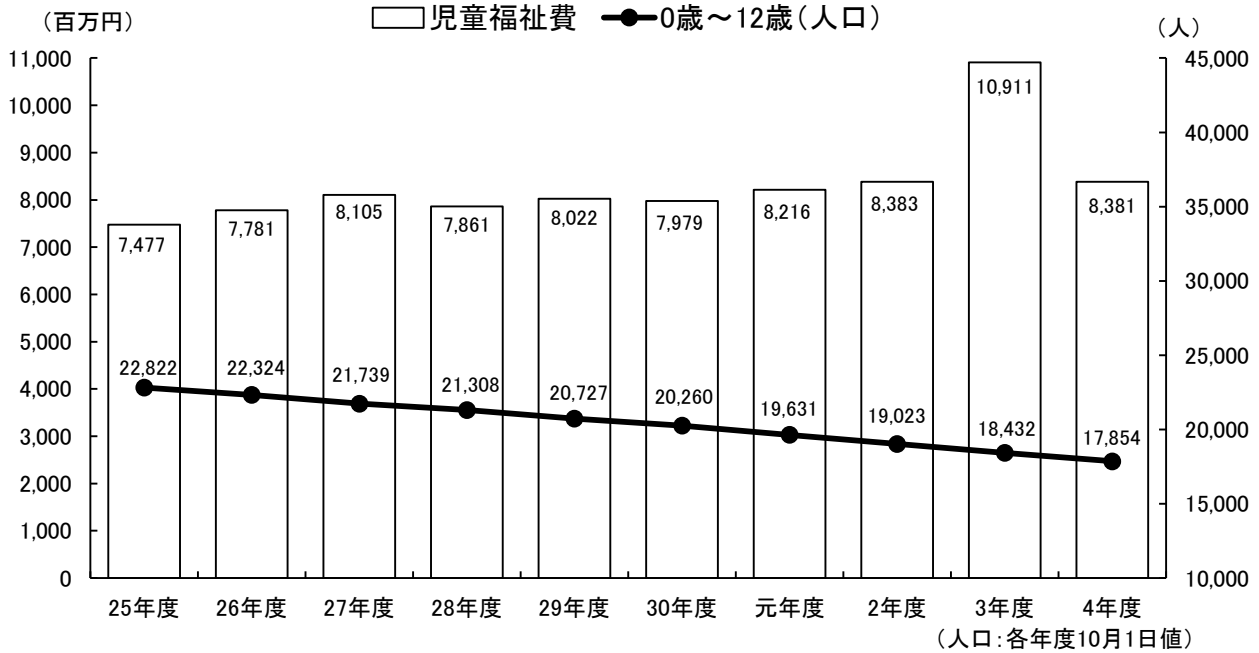
児童福祉費は、児童手当費、民間保育所等運営費、児童扶養手当費などの児童福祉のための経費であり、前年度比23.2%減の8,381百万円となりました。

また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の対応策として実施した事業費を除くと、前年度から139百万円減の8,147百万円となりました。

生活保護費は、生活扶助、住宅扶助、医療扶助などの生活保護のための経費であり、前年度比2.1%減の4,693百万円となりました。

児童福祉費

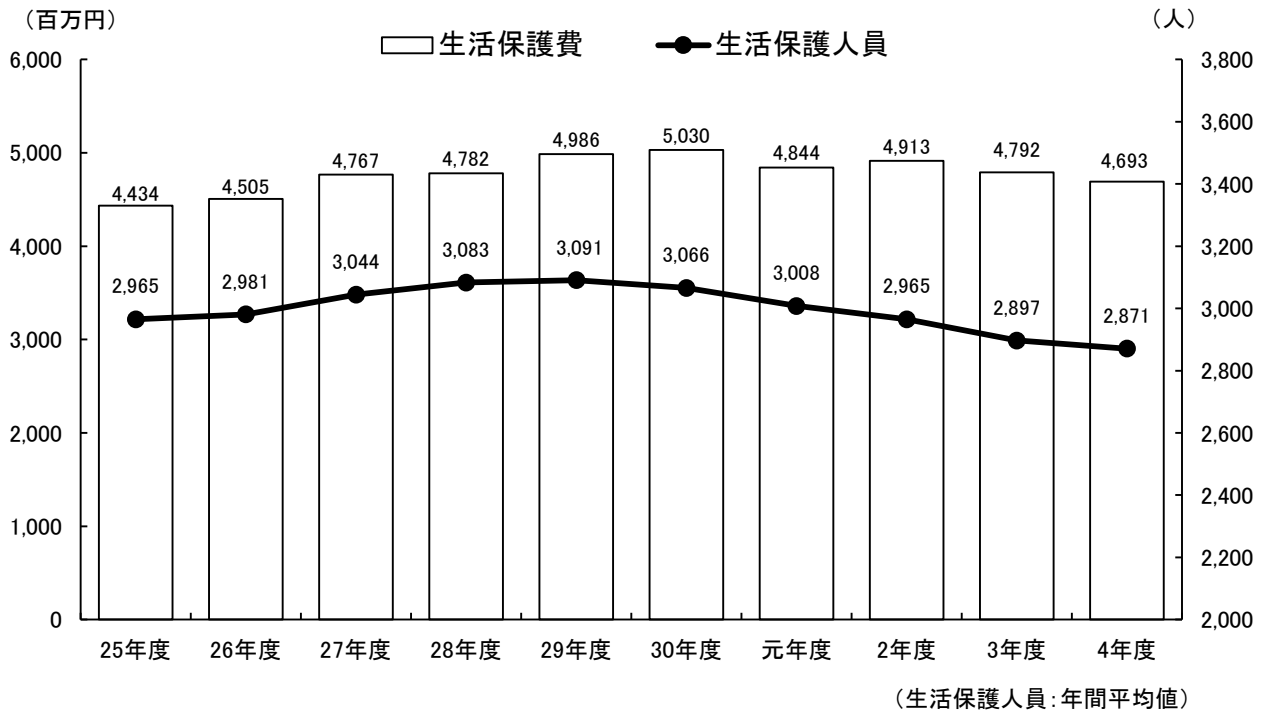
■ 児童福祉費および0歳～12歳の人口の推移 ■



0歳～12歳の人口は、平成20年度以降年々減少し続け、令和4年度は前年度から578人少ない17,854人となり、令和4年度の児童福祉費は、前年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費などの影響により、前年度比23.2%減の8,381百万円となりました。

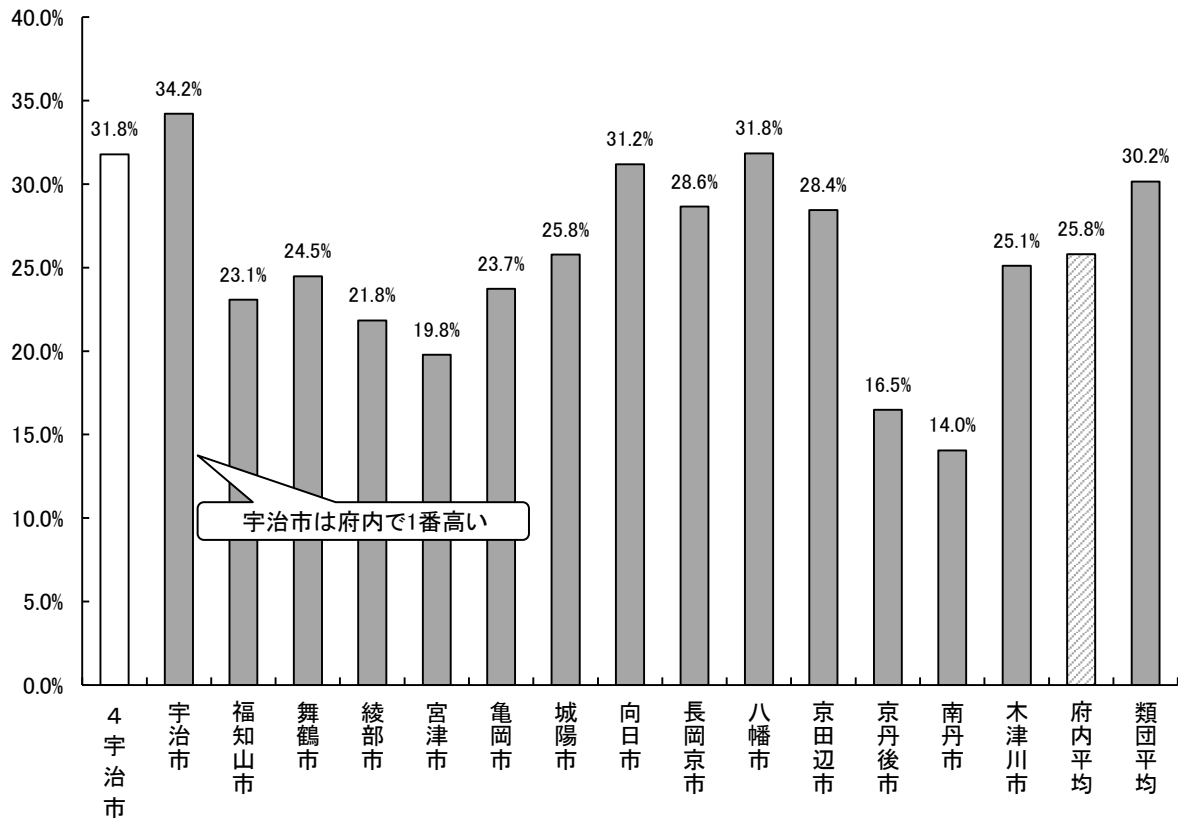
生活保護費

■ 生活保護費および生活保護人員の推移 ■

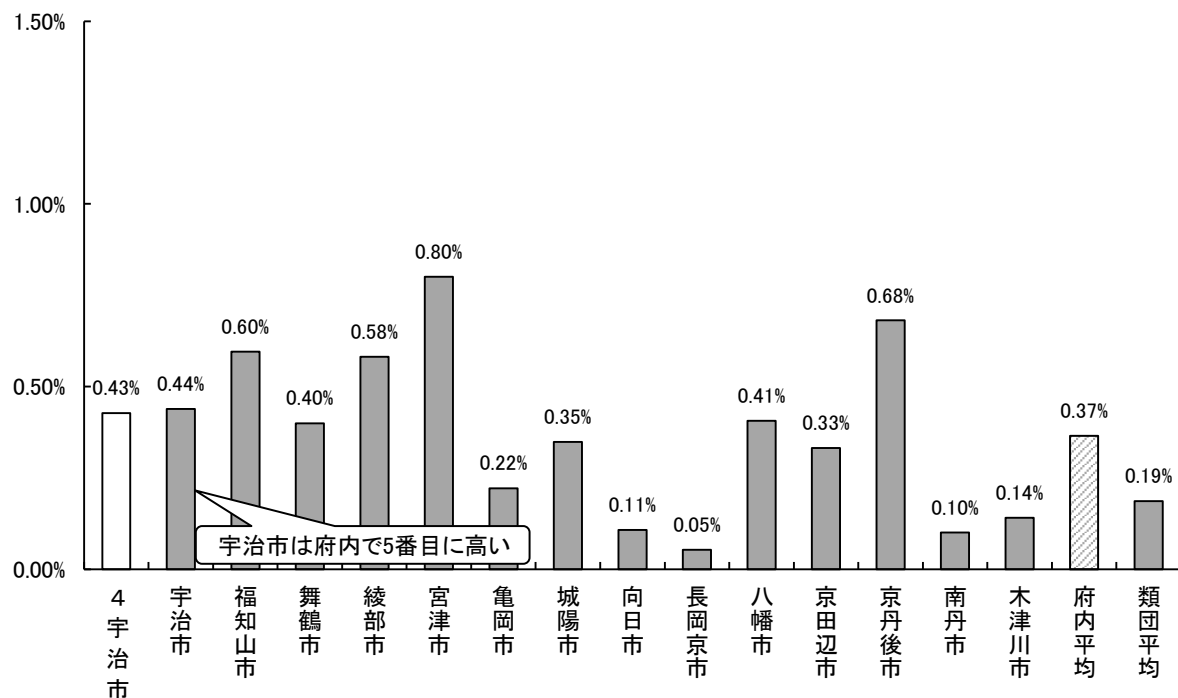


令和4年度の生活保護人員は2,871人となり、5年連続で減少しています。また、生活保護費は前年度から99百万円減の4,693百万円となりました。

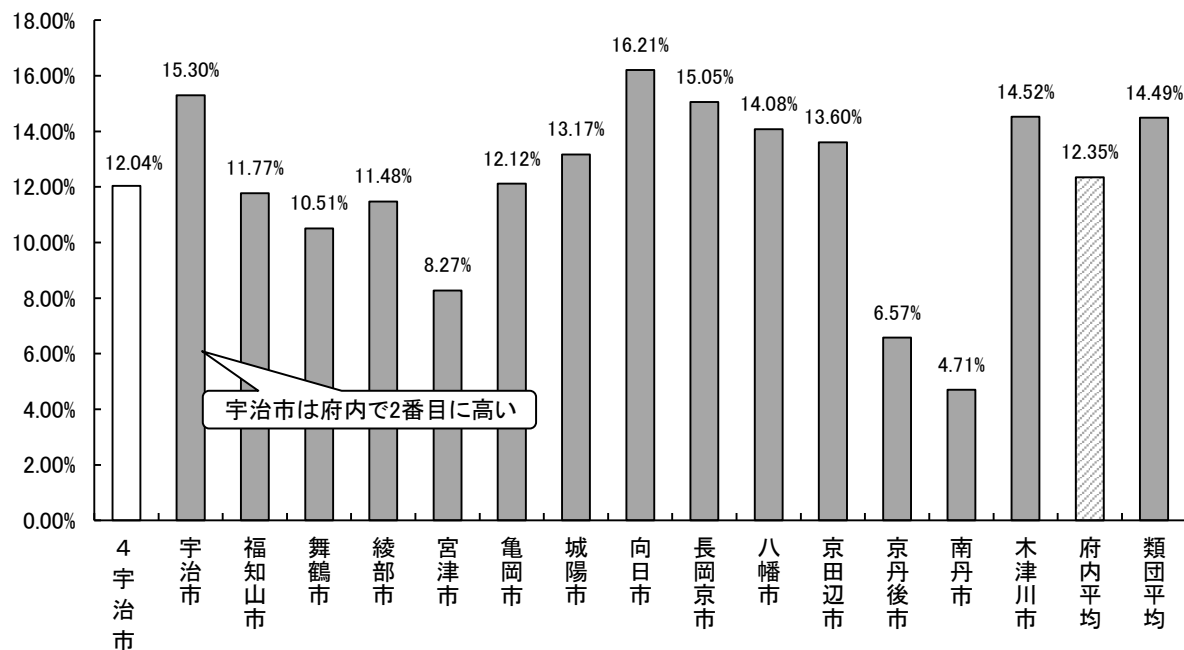
【令和3年度 歳出に占める扶助費の割合】
（府内14市および類団平均との比較）



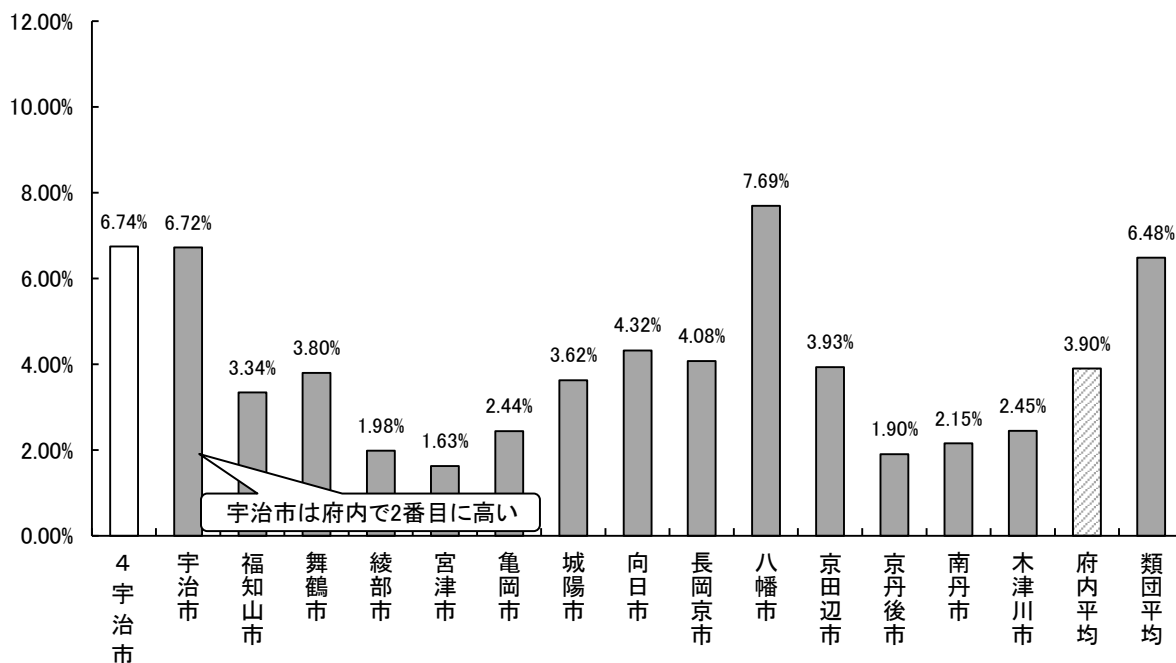
【令和3年度 歳出に占める扶助費のうち老人福祉費の割合】
（府内14市および類団平均との比較）



【令和3年度 歳出に占める扶助費のうち児童福祉費の割合】
（府内14市および類団平均との比較）



【令和3年度 歳出に占める扶助費のうち生活保護費の割合】
（府内14市および類団平均との比較）



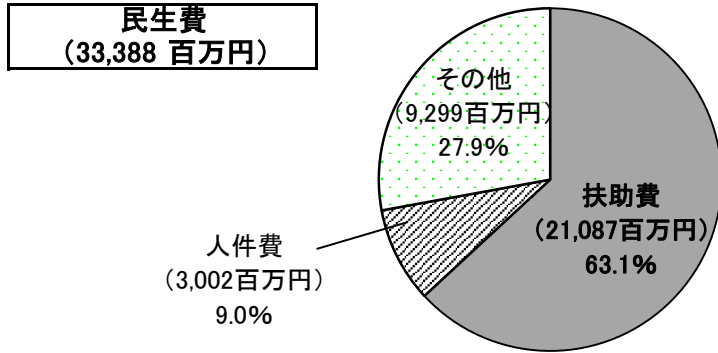
歳出に占める老人福祉費・児童福祉費・生活保護費の割合を、府内14市などと比較するとすべて高い水準となっており、今後も扶助費のあり方を検討していく必要があると考えられます。

<扶助費と民生費>

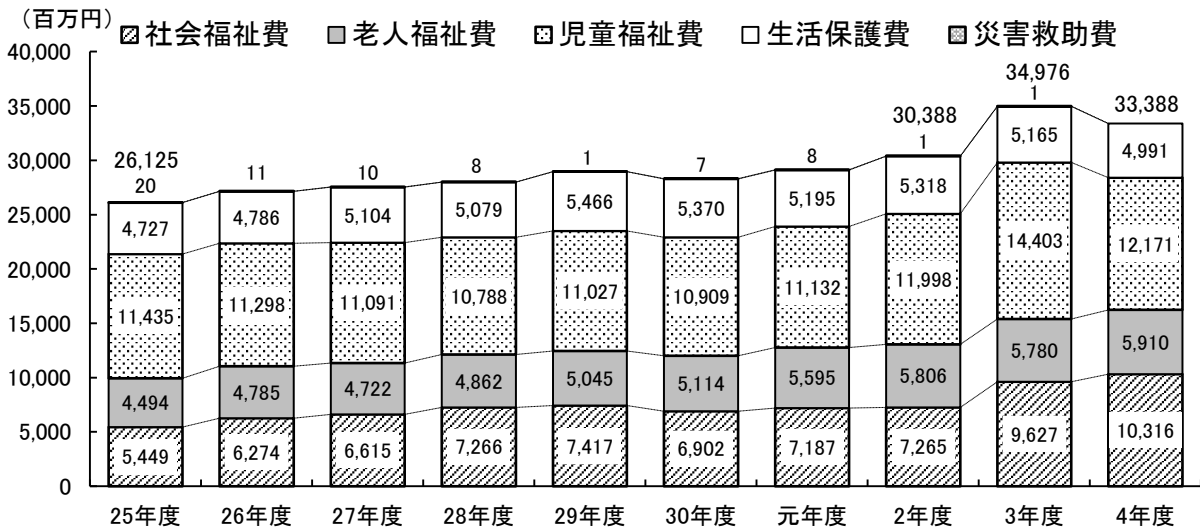
扶助費は、社会保障制度の一環として、各種法令や市独自の制度に基づいて行う福祉サービスの提供に直接必要な経費です。

民生費は、行政の目的別に分類した経費であり、社会福祉の充実を目的に使われた経費で、扶助費だけではなく、人件費や、保育所・地域福祉センターなどの福祉施設の整備や運営などの経費も含まれています。

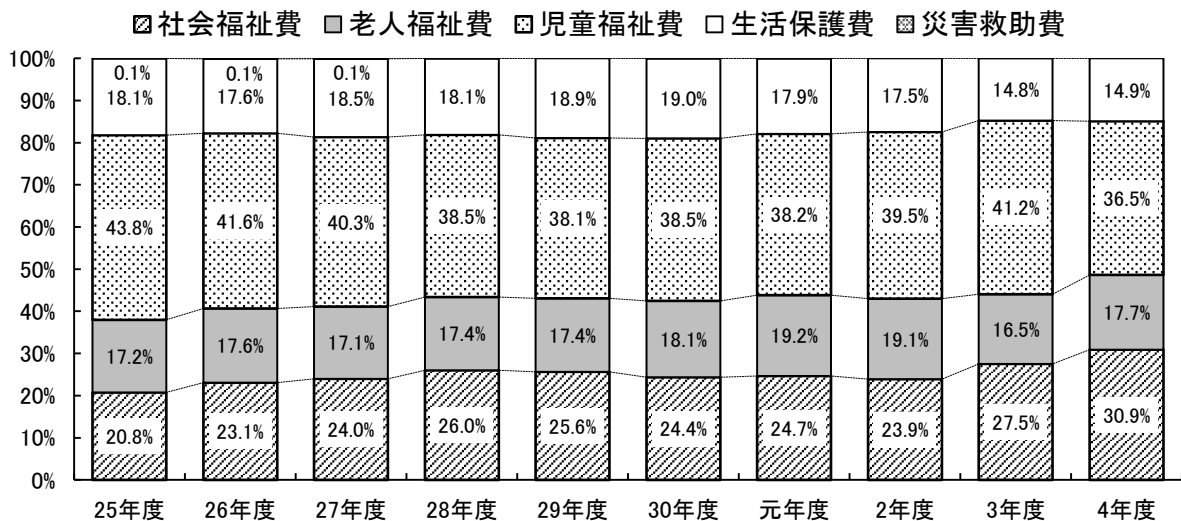
令和4年度民生費に占める扶助費の割合



民生費（目的別）の推移



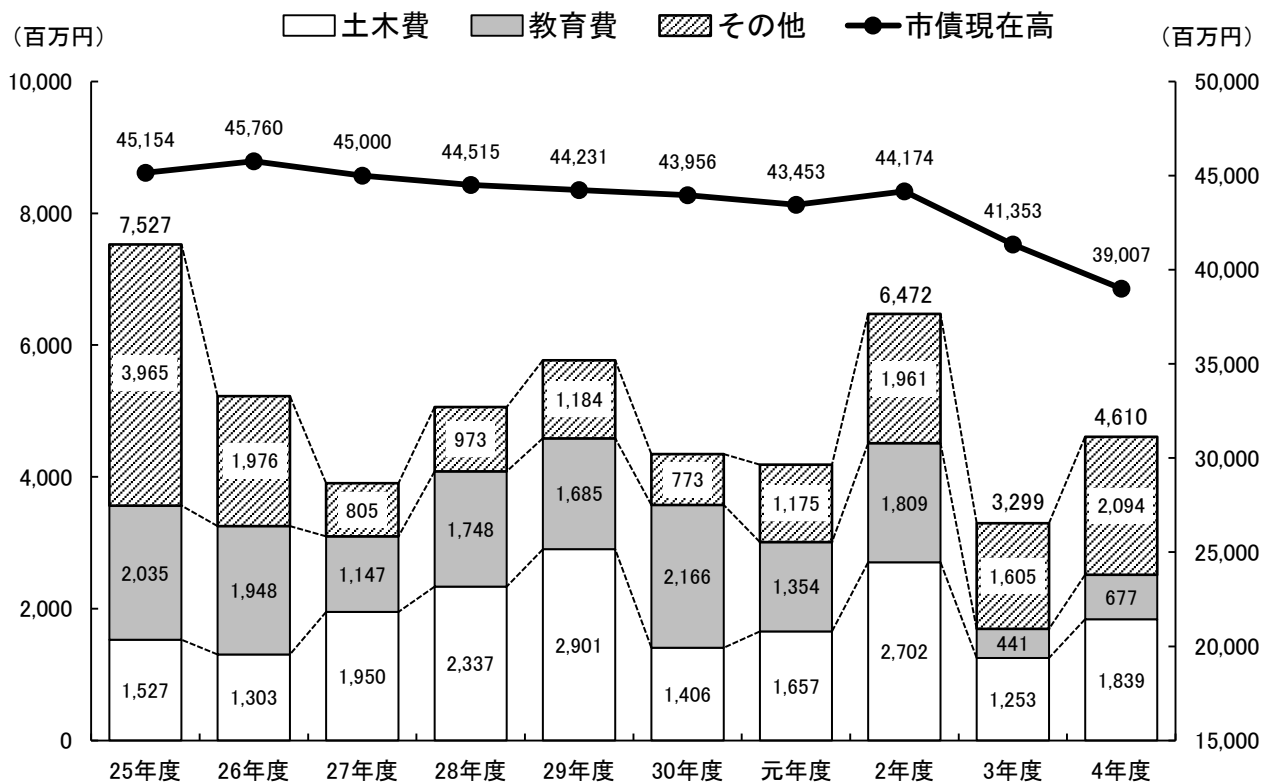
民生費（目的別）に占める内訳の割合の推移



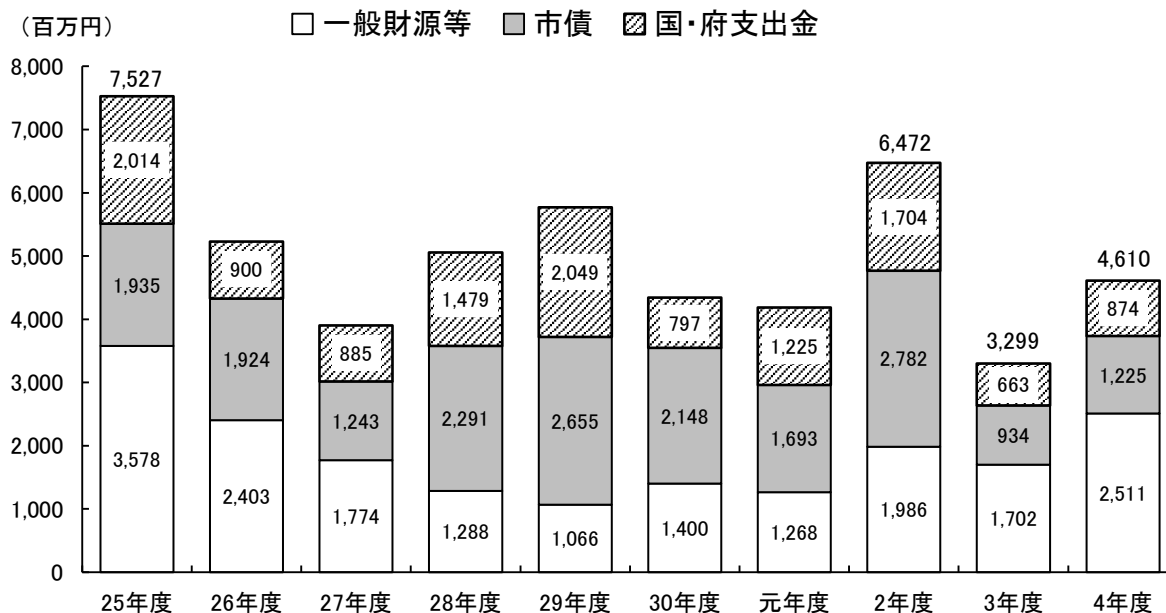
8 投資的経費

投資的経費は、ウトロ地区住環境改善事業やJR六地蔵駅の駅舎改築及び駅前広場整備などの影響により、前年度比39.7%増の4,610百万円となった
(4年度:4,610百万円、3年度:3,299百万円)

■ 投資的経費の推移 ■



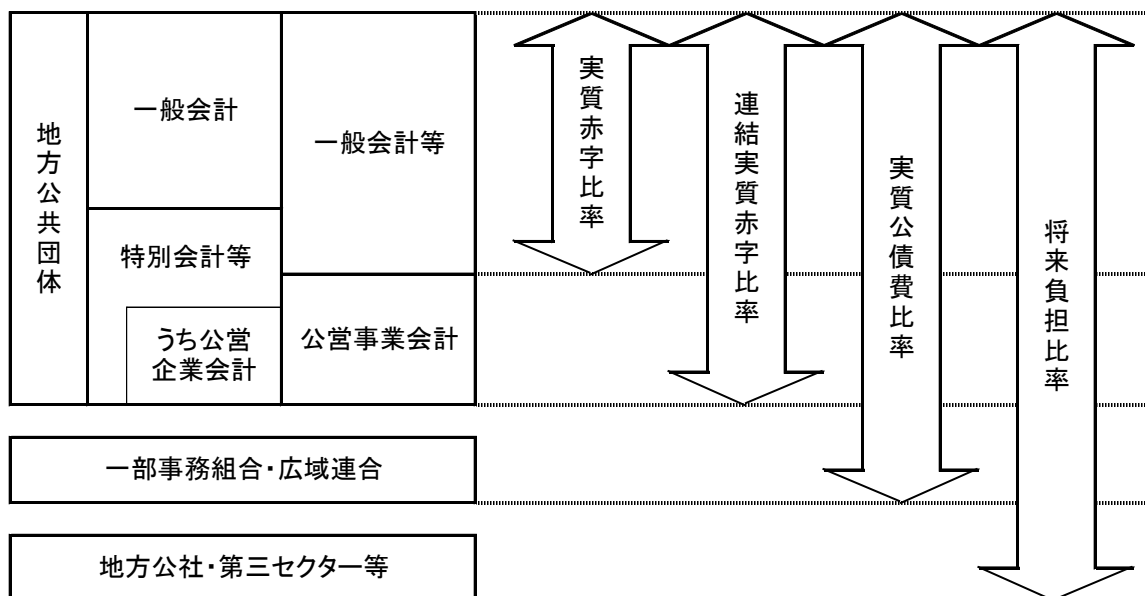
■ 投資的経費の財源内訳 ■



9 健全化判断比率（令和3年度）

- (1) 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため算定されなかった
- (2) 実質公債費比率については、0.0%となった
- (3) 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定されなかった

■ 健全化判断比率の対象となる会計の範囲 ■



<実質赤字比率>

一般会計等が黒字か赤字かを判断する指標です（一般会計等の赤字の標準財政規模に対する比率）。

<連結実質赤字比率>

一般会計だけでなく、国民健康保険や下水道、水道事業などすべての特別会計を対象として赤字を判断する指標です（全会計の赤字の標準財政規模に対する比率）。

<実質公債費比率>

市債の元利償還金等の一般会計等に対する負担を判断する指標です（一般会計等が、負担しなければならない元利償還金等の標準財政規模に対する比率）。

<将来負担比率>

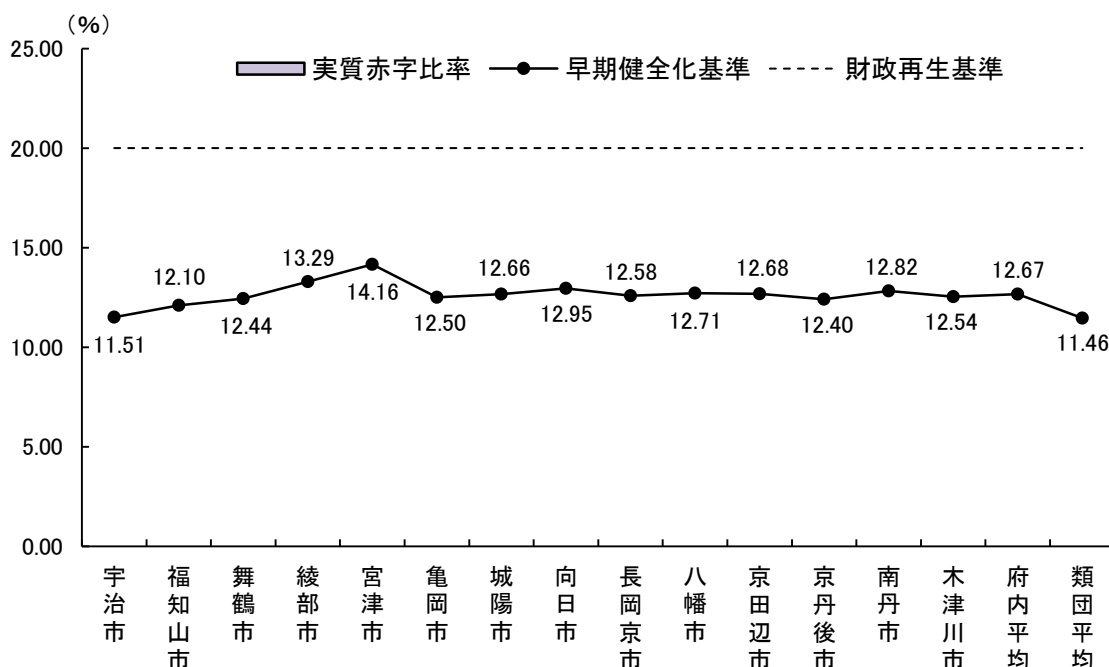
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の一般会計等に対する負担を判断する指標です（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）。

<早期健全化基準と財政再生基準>

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

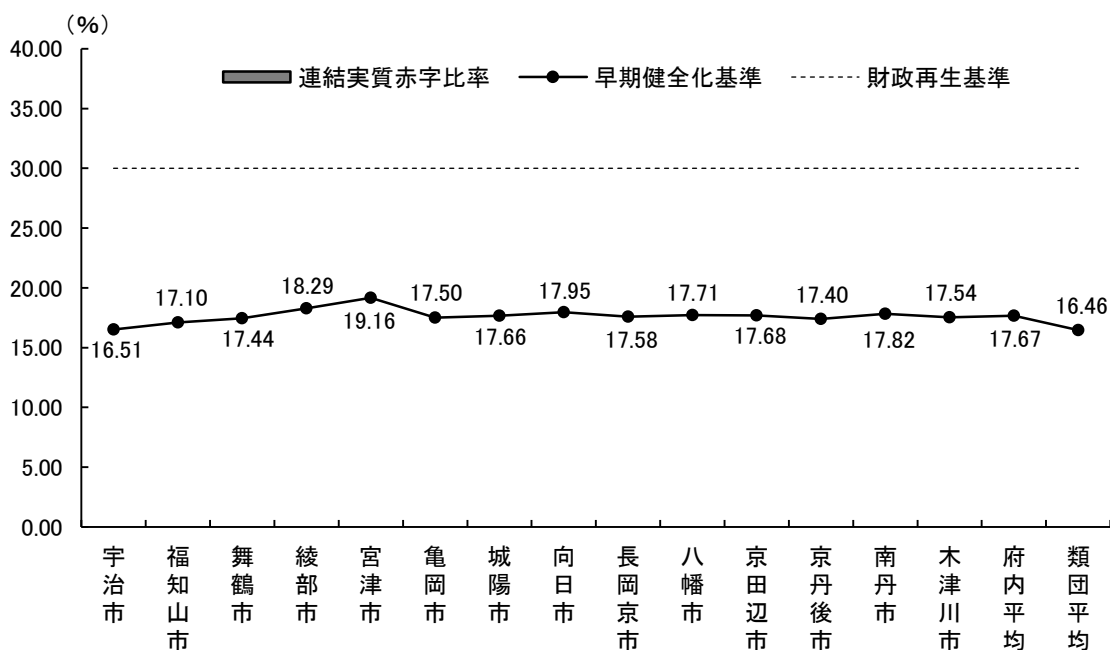
【令和3年度 実質赤字比率】（府内14市および類団平均との比較）



令和3年度の宇治市の早期健全化基準は11.51%となりましたが、黒字のため、実質赤字比率は算定されませんでした。

財政再生基準は、20%となっており、早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じ11.25%～15%となっています。

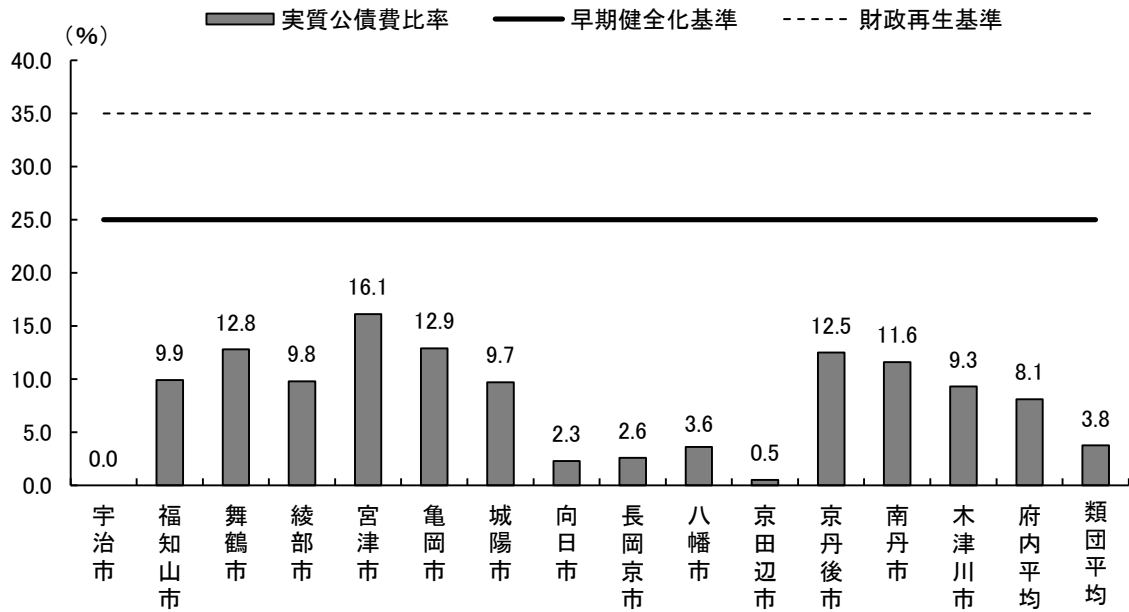
【令和3年度 連結実質赤字比率】（府内14市および類団平均との比較）



令和3年度の宇治市の早期健全化基準は16.51%となりましたが、黒字のため、連結実質赤字比率は算定されませんでした。

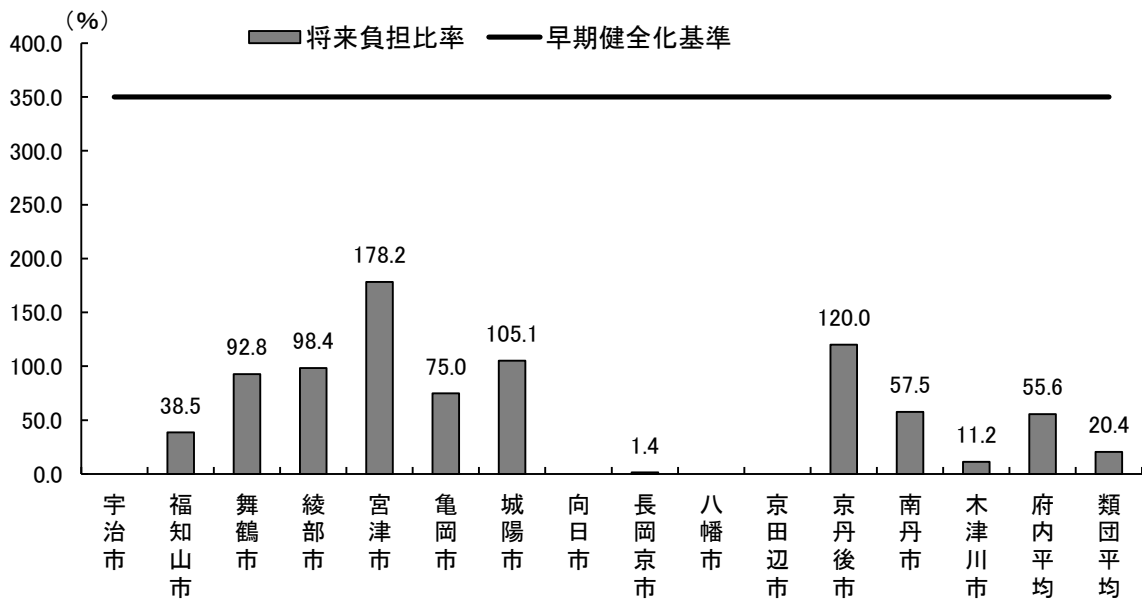
財政再生基準は、30%となっており、早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じ16.25%～20%となっています。

【令和3年度 実質公債費比率】（府内14市および類団平均との比較）



令和3年度の宇治市の実質公債費比率は0.0%となりました。
財政再生基準は、35%となっており、早期健全化基準については、25%となっています。

【令和3年度 将来負担比率】（府内14市および類団平均との比較）



令和3年度の宇治市の将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定されませんでした。

早期健全化基準は、350%となっています。
なお、将来負担比率には、財政再生基準の設定はありません。

(参考) 令和4年度 健全化判断比率等 (速報値)

令和4年度の健全化判断比率等については、あくまで速報値であり、関係機関による精査の結果、確定値と差異が生じる場合があります。

【健全化判断比率】

| 健全化判断比率 | 本市 数値 | 早期健全 化基準 | 財政再生 基準 | 説明 |
|----------|----------|-------------|------------|--|
| 実質赤字比率 | — | 11.53% | 20.00% | 一般会計等が黒字か赤字を判断する指標(一般会計等の赤字の標準財政規模に対する比率) |
| 連結実質赤字比率 | — | 16.53% | 30.00% | 一般会計だけでなく、国民健康保険や下水道、水道事業などすべての特別会計を対象として、赤字を判断する指標(全会計の赤字の標準財政規模に対する比率) |
| 実質公債費比率 | △0.4% | 25.0% | 35.0% | 市債の元利償還金等の一般会計等に対する負担を判断する指標(一般会計等が、負担しなければならない元利償還金等の標準財政規模に対する比率) |
| 将来負担比率 | — | 350.0% | | 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の一般会計等に対する負担を判断する指標(一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率) |

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため「—」で表示している。

※ 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、算定されなかったため「—」で表示している。

【資金不足比率】

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|-----------|--------|---------|
| 水道事業会計 | — | 20.0% |
| 公共下水道事業会計 | — | 20.0% |

※ 資金不足比率は、各会計で不足額が生じていないため「—」で表示している。

宇治市の家計簿

普通会計の歳入・歳出決算額を1/10,000にして、一般家庭に例えると・・・

| 収 入 | | 710 万円 | 【前年度比 14 万円減】 |
|------------|----------|--------------------------------|--|
| 給与などの収入 | | 581 万円 【前年度比 17 万円減】 | 市の基本的な収入となる市税や譲与税、交付金、使用料、手数料、国府支出金などです。 |
| 預貯金の引き出し | | 3 万円 【前年度比 1 万円増】 | 基金からの取崩し額です。 |
| 親からの仕送り | | 94 万円 【前年度比 3 万円増】 | 一定の方法により算出した額で、歳入が歳出より少ないために国から交付される地方交付税です。 |
| 借り入れ | 家・車購入のため | 13 万円 【前年度比 2 万円増】 | 道路や河川の整備、市営住宅、小学校大規模改修などの費用の借金です。 |
| | 生活資金のため | 8 万円 【前年度比 5 万円減】 | 国が配分する地方交付税の資金がないため、不足分を国と市で半分ずつ借金しています。 |
| 前年度からの繰越金 | | 11 万円 【前年度比 2 万円増】 | |

| 支 出 | | 696 万円 | 【前年度比 17 万円減】 |
|------------|--|--------------------------------|--|
| 生活費など | | 315 万円 【前年度比 2 万円増】 | 光熱水費をはじめ、人件費や扶助費、維持補修費などです。 |
| 子どもの教育費など | | 172 万円 【前年度比 20 万円減】 | 教育費と、民生費のうちの児童福祉費です。 |
| 保険料・下水道費用 | | 90 万円 【前年度比 9 万円増】 | 一般会計から特別会計(国民健康保険、介護保険)、水道・公共下水道事業会計への繰出金等です。 |
| 預貯金の積立 | | 7 万円 【前年度比 11 万円減】 | 基金への積立額です。 |
| 家や車の購入 | | 46 万円 【前年度比 13 万円増】 | 道路や河川の整備、市営住宅、施設等大規模改修などの費用です。 |
| 貸付金など | | 20 万円 【前年度比 3 万円減】 | 貸付事業(宇治市中小企業低利融資事業、土地開発公社への貸付金など)の費用です。毎年度末には返還されます。 |
| ローンの返済 | | 46 万円 【前年度比 7 万円減】 | これまで借金した分の元利金払いです。 |

| 預貯金と借金の状況 | | |
|------------------|--------------------------------|--------------|
| 預貯金残高 | 115 万円 【前年度比 4 万円増】 | 年度末の基金現在高です。 |
| 借金残高 | 390 万円 【前年度比 24 万円減】 | 年度末の市債現在高です。 |

答申に向けて

報酬・給料について

人事院勧告の状況

- ・一般職は、平均 1. 1 %の引き上げ
- ・指定職は、0. 3 %の引き上げ

これまでの宇治市の対応

- ・国の指定職の改定率が 1. 0 %未満の場合は据え置き

期末手当について

人事院勧告の状況

- ・一般職は、期末・勤勉手当合計 0. 1 月分の引き上げ
- ・指定職は、期末・勤勉手当合計 0. 1 月分の引き上げ

これまでの宇治市の対応

- ・国の指定職に準じて改定

特別職給料月額削減措置について

これまでの宇治市の状況と削減理由

- ・平成 2 1 年度から：1 万円減額【地域手当廃止に伴う調整】
- ・平成 2 8 年度から：5 %減額【財政健全化推進プラン・管理職減額】
- ・平成 3 0 年度から：市長 1 0 %、副市長 8 %、教育長 7 %減額
【ラスパイレース指数全国 1 位・管理職減額拡大】

人事院勧告(官民較差解消)による指定職俸給改定と宇治市議員・特別職報酬の変遷

(単位:円)

| 年度 | S62 | H1 | H3 | H5 | H7 | H9 | H14 | H15 |
|--------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 指定職(国) | +1.5% | +3.1% | +3.7% | +2.0% | +1.0% | +1.0% | ▲2.1% | ▲1.2% |
| | +15,000 | +31,000 | +37,000 | +20,000 | +10,000 | +10,000 | ▲21,000 | ▲12,000 |
| 議長 | 480,000 | 510,000 | 580,000 | 620,000 | 650,000 | 670,000 | 650,000 | 635,000 |
| 副議長 | 440,000 | 470,000 | 530,000 | 570,000 | 600,000 | 620,000 | 600,000 | 585,000 |
| 議員 | 400,000 | 430,000 | 480,000 | 520,000 | 550,000 | 570,000 | 550,000 | 535,000 |
| 市長 | 800,000 | 860,000 | 970,000 | 1,040,000 | 1,090,000 | 1,110,000 | 1,070,000 | 1,035,000 |
| 副市長 | 660,000 | 710,000 | 800,000 | 860,000 | 910,000 | 920,000 | 890,000 | 860,000 |
| 教育長 | 580,000 | 620,000 | 700,000 | 750,000 | 800,000 | 810,000 | 780,000 | 755,000 |

(単位:円)

| 年度 | H21 | H22 | H23 | H27 | H28 | H30 | R5 |
|--------|----------------------------------|--------|--------|---------|--------------------|-------------------|--------|
| 指定職(国) | ▲0.3% | ▲0.2% | ▲0.5% | +1,000円 | - | - | +0.3% |
| | ▲3,000 | ▲2,000 | ▲5,000 | +1,000 | - | - | +3,000 |
| 議長 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | |
| 副議長 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | |
| 議員 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ | |
| 市長 | 1,075,000 (1,065,000) △1万円 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | (1,021,250) △5% | (967,500) △10% | |
| 副市長 | 895,000 (885,000) △1万円 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | (850,250) △5% | (823,400) △8% | |
| 教育長 | 785,000 (775,000) △1万円 | ⇒ | ⇒ | ⇒ | (745,750) △5% | (730,050) △7% | |

地域手当廃止

* ()内は、当分の間適用

※指定職(国)の上段は平均改定率、下段は平均改定額

※給与構造改革(H18)、総合的見直し(H27)の改定は、官民較差解消を目的とした改定とは異なるため、対象としない

※H21の特別職報酬改定は、地域手当の廃止に伴うもの

議員・特別職報酬改定の傾向

- ・国の指定職が1.0%以上の増減があった場合に連動
- ・1.0%に満たない増減の場合は改定見送り

人事院勧告等準拠の改正影響額（試算）

○試算条件等

- ・ 期末手当：+ 0. 1月（年間 1. 7月×2回=3. 4月）
- ・ 市長、副市長及び教育長については、市長10%、副市長8%、教育長7%の給料月額削減措置があるものとして算定

A 年間の総収入（報酬(又は給料)月額×12月+期末手当)

| 区分 | 改定後 | 現行 | 差額 |
|-----|------------|------------|----------|
| 議長 | 10,426,700 | 10,344,150 | +82,550 |
| 副議長 | 9,605,700 | 9,529,650 | +76,050 |
| 議員 | 8,784,700 | 8,715,150 | +69,550 |
| 市長 | 16,361,500 | 16,221,750 | +139,750 |
| 副市長 | 13,836,700 | 13,720,350 | +116,350 |
| 教育長 | 12,230,300 | 12,128,250 | +102,050 |

B 任期内の総収入（A×任期+退職手当(市長・副市長・教育長のみ)）

| 区分 | 任期 | 改定後 | 現行 | 差額 |
|-----|----|------------|------------|----------|
| 議長 | 4年 | 41,706,800 | 41,376,600 | +330,200 |
| 副議長 | | 38,422,800 | 38,118,600 | +304,200 |
| 議員 | | 35,138,800 | 34,860,600 | +278,200 |
| 市長 | | 82,216,000 | 81,657,000 | +559,000 |
| 副市長 | | 65,370,800 | 64,905,400 | +465,400 |
| 教育長 | 3年 | 41,989,650 | 41,683,500 | +306,150 |

C 任期1年あたりの総収入（B÷任期）

| 区分 | 改定後 | 現行 | 差額 |
|-----|------------|------------|----------|
| 議長 | 10,426,700 | 10,344,150 | +82,550 |
| 副議長 | 9,605,700 | 9,529,650 | +76,050 |
| 議員 | 8,784,700 | 8,715,150 | +69,550 |
| 市長 | 20,554,000 | 20,414,250 | +139,750 |
| 副市長 | 16,342,700 | 16,226,350 | +116,350 |
| 教育長 | 13,996,550 | 13,894,500 | +102,050 |